

鋼船規則

B 編 船級検査

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

1 章 通則

1.2 特殊な船舶，設備，装置等

1.2.2 貨物固縛マニュアル

-1.を次のように改める。

-1. ばら積以外の方法で貨物を積載する船舶であって国際航海に従事するものにおいては、貨物の積付け及び固定が適切に行われるよう、本会の承認した貨物固縛マニュアルが備えられなければならない。承認の申込みは、申込書（APP-CSM(J)）によって行うこと。

1.4 検査の準備その他

1.4.2 検査準備*

-2.を次のように改める。

-2. 油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する定期検査並びに建造後 10 年を超えるばら積貨物船，油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する中間検査の準備の一環として，検査申込者は，検査に先立ち定期検査又は中間検査の内容を記した受検要領書（Survey Programme and Survey Planning Questionnaire for BC and OC 又は Survey Programme and Survey Planning Questionnaire for OT and CT）を提出しなければならない。なお，国際航海に従事しない船舶であって，船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記して登録される航路制限のある船舶については，この限りでない。

8章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

表 B8.1 を次のように改める。

表 B8.1 軸の予防保全管理方式の承認要領

項目	要領
(省略)	
2. 申込	(1) 本要領の適用を受ける船舶の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）は、本件に係わる申込書 (Form PSCM-1) と共に対象船舶に対して次の (a) から (f) の事項等につき明記された管理マニュアルを本会に3部提出すること。 (a)から(f)は省略 (2)及び(3)は省略
(省略)	

附属書 9.1.3 機関計画保全検査（PMS）及び機関状態監視保全検査（CBM） 管理ソフトウェアの承認要領

An 1.2 承認申込

An 1.2.1 を次のように改める。

An 1.2.1 承認申込書

承認を希望する場合は、「申込書（~~書式1~~Form-PMSoftware(J)）」1部を本会に提出すること。

書式1を削る。

~~書式1~~
~~(省略)~~

附 則（改正その1）

1. この規則は、2023年6月30日から施行する。

2章 登録検査

2.3 海上試運転及び復原性試験

2.3.1 を次のように改める。

2.3.1 海上試運転*

-1. すべての船舶の登録検査では、満載状態で、かつ、穏やかな海象・気象状態及び十分深い海域で、原則として次の**(1)**から**(13)**に示す試験を行う。ただし、満載状態で海上試運転を行うことが困難な船舶にあつては、他の適当な喫水状態で行って差し支えないが、**(11)**に示す船内騒音計測にあつては、満載状態又はバラスト状態で行う。

(1) 速力試験

- (a) 満載状態で速力試験を行う船舶にあつては、規則 A 編 2.1.8 に定義される速力を、満載状態で速力試験を行うことが困難な船舶にあつては、主機の連続最大回転数における速力（以下、「最大速力」という。）を確認すること。
- (b) 表 B2.2 に掲げる機関の出力（110%出力及び最低回転数試験時を除く。）における速力も確認すること。

(2) 後進試験

- (a) 当該試験は、一次の ~~(a)i~~ 又は ~~(b)ii~~ に従って試験を行い、附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験」An1.4.3 の停止試験に掲げる項目を計測する。本規定の適用上、主推進装置を後進に切換える操作場所が複数ある場合は、各操作場所の切換え操作について、試験を行う。
 - ~~(a)i~~ 最大速力で前進中に、後進全速を発令し、できるだけ速やかに後進全速への切換え操作を行う。
 - ~~(b)ii~~ 最大速力で行うことが困難な船舶にあつては、附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験」An1.1.1-9.の試験速力以上の速力で前進中に、後進全速を発令し、できるだけ速やかに後進全速への切換え操作を行う。
- (b) 船体が後進中、機関が有効に作動することを確認する。この場合、主機の回転数は、連続最大回転数の 70%以上とし、次の i)及び ii)に示す主機の種類に応じた時間、後進を行い、規則 D 編 1.3.2 に規定される後進性能を確認する。
 - i) 蒸気タービン以外の主機
後進速力（回転数）が整定するまで
 - ii) 蒸気タービン
後進発令から少なくとも 15 分間（試運転は、風損及び摩擦の影響による過度な加熱を避けるため、実施時間を 30 分以内とするか、製造者の推奨事項に従ったものとする）。
- (c) 低圧ガス（1 MPa 未満の圧力のガス）を使用する二元燃料機関にあつては、(b)i)の確認をすべての運転モード（ガスモード、燃料油モード等のうち、該当するもの）で行うこと。また、ガスモードでの試験にあつては、ガスモードで出力できる最大出力（GF 編附属書 1.1.3-3.中 2.5.1-1.(1)又は N 編附属書 16.1.1-3.中 2.5.1-1.(1)を参照）に基づき実施すること。

- (d) 高压ガスを使用する二元燃料機関にあつては、(c)の低压ガスを使用する二元燃料機関の規定を準用する。
- (3) 操舵試験及び主操舵装置から予備操舵装置への切換え試験。ただし、ウォータジェット推進装置又は旋回式推進装置の場合には、本会が別に定める試験とする。
- (a) 操舵試験においては、規則 D 編 15.2.2 及び 15.2.3 に規定する操舵能力を確認すること。ただし、満載状態及び主機の連続最大回転数における速力で試験を行うことが困難な船舶にあつては、船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、次のいずれかの方法で確認して差し支えない。
- i) 等喫水の状態で、舵全体が没水する喫水で試験を行うこと。船舶の速力は、主機の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力（補助操舵装置にあつては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力）とすること。
 - ii) 海上試運転中に舵全体を没水させることができない場合は、試運転の積付け状態における舵板の浸水部分の面積を用いて適当な前進速力を計算し、その速力において試験を行うこと。適当な前進速力は、少なくとも、満載状態で、かつ、主機関の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力（補助操舵装置にあつては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力）で前進中の船舶に及ぼされるものと同等の舵力及びトルクを操舵装置に与える速力とすること。
 - iii) 海上試運転時の積付け状態における舵力及びトルクを確実に推定し、かつ満載状態の舵力及びトルクを外挿すること。船舶の速力は、主機関の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力（補助操舵装置にあつては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力）とすること。
- (b) 前(a)に規定する試験に加え、次の i) から x) に示す試験を行うこと。ただし、iii), vi), vii), viii), ix) 及び x) に掲げる試験は、係留中または入渠時に行った場合は、省略して差し支えない。
- i) 動力装置の切換えを含めた動力装置の作動試験
 - ii) 1 つの油圧駆動システムの切離し試験。この場合、操舵能力が復旧するまでの時間を計測する。
 - iii) 油圧駆動システムの再充填装置の試験
 - iv) 規則 D 編 15.2.6 に規定する代替動力の供給試験
 - v) 2 組の制御システムの相互の切換え、制御システムと操舵機区画に設けられる制御装置の相互の切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあつては、自動操舵と手動操舵の相互の切換え試験を含めた制御装置の作動試験
 - vi) 船橋と操舵機区画との間、機関室と操舵機区画との間の通信装置の作動試験
 - vii) 規則 D 編 15 章に規定される操舵装置の警報装置、舵角指示器及び動力表示装置の効力試験
 - viii) 過圧防止用逃し弁の作動、駆動電動機の運転表示、無電圧及び過電流の警報及び表示の作動試験
 - ix) 舵の停止装置の作動試験
 - x) ハイドロロックを防止するための設計上の措置を施した操舵装置にあつては、その機能の実証試験
- (4) 旋回試験。＝
当該試験は、次の i)(a) 又は ii)(b) に従って試験を行い、附属書 2.3.1-1. 「操縦性

能試験に関する検査要領」An1.4.2 の旋回試験に掲げる項目を計測し、かつ、旋回中の船舶の安定性能を確認する。ただし、姉妹船の旋回試験の成績により十分な資料が得られる場合は、特に本会が承認したときは、各船舶毎の旋回試験を省略することができる。

(a)最大速力で前進中に、舵を最大舵角（通常は、35 度とする。特殊な舵の場合は、本会が適当と認める舵角とする。）まで取り、その舵角を保持したまま 360 度旋回するまで左旋回及び右旋回を行う。

(b)最大速力で行うことが困難な船舶にあっては、附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験に関する検査要領」An 1.1.1-9.の試験速力以上の速力で前進中に、舵を最大舵角（通常は、35 度とする。特殊な舵の場合は、本会が適当と認める舵角とする。）まで取り、その舵角を保持したまま 360 度旋回するまで左旋回及び右旋回を行う。

(5) 機関の作動状態、その運転中における船舶の状態について異常のないことの確認
機関の運転状態の全域において、機能的に十分で、かつ、信頼性があり、使用回転数範囲内に異常な振動がないことを確認するために、少なくとも次の(a)から(j)に示す試験を行うこと。ただし、係留中において試験を行った場合には、海上試運転では省略して差し支えない。なお、試験の実施前には、D 編 2.6.1-2.(1)に掲げる準備を行うこと。

(a) 往復動内燃機関にあっては、表 B2.2 に掲げる出力試験を行うことを標準とする。なお、発電機及び補機（作業用補機を除く。）を駆動する往復動内燃機関にあっては、船内に据付けた後、適当な時期に試験を行っても差し支えない。

(b) 主機として用いられる蒸気タービン及び主機として用いられるガスタービンの試験は、連続最大出力の 1/4, 2/4, 3/4, 4/4（又は許容回転速度に対する出力）及び常用出力のうち、3 又は 4 種類の出力において行う。

(c) 始動試験

規則 D 編 2.5.3-2.又は 4.4.3-2.に規定する回数連続始動することを確認すること。

(d) 警報装置及び安全装置の作動試験

規則 D 編 2.4, 3.3 及び 4.3 に規定する安全装置及び警報装置の作動試験を行うこと。

(e) 燃料適性試験

残渣油等の特別な燃料を使用する場合は、機関に適しているかどうかを確認すること。ただし、工場試運転において、既にその適性が確認されている場合は省略することができる。

(f) 調速性能試験

主発電機を駆動する往復動内燃機関（主発電機を兼用する推進用発電機を駆動する往復動内燃機関を含む）にあっては、規則 D 編 2.4.1-5.(1)に規定する調速特性を確認すること。

(g) 低圧ガス（1 MPa 未満の圧力のガス）を使用するガス燃料機関にあっては、(a)及び(f)の規定を適用する。ただし、低圧ガスを使用する二元燃料機関にあっては、出力試験及び調速性能試験を、すべての運転モード（ガスモード、燃料油モード等）で行うこと。また、ガスモードでの試験にあっては、ガスモードで出力できる最大出力(GF 編附属書 1.1.3-2.中 2.5.1-1.(1)又は N 編附属書 16.1.1-2.中 2.5.1-1.(1)を参照)に基づき実施すること。この場合、当該出力試験における、ガスモードでの試験にあっては、110%出力での試験は要求されない。

- (h) 高压ガスを使用するガス燃料機関にあっては、(g)の低压ガスを使用するガス燃料機関の規定を準用する。
- (i) ボイラの安全装置および警報装置の作動確認
- (j) 排ガスエコマイザの安全装置及び警報装置の作動確認

表 B2.2 往復動内燃機関の試験

試験項目		機関用途		
		主機として往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機*1	発電機を駆動する往復動内燃機関（電気推進船の主機を含む）*2	補機（作業用補機等を除く）を駆動する往復動内燃機関
負 荷 試 験	110%出力	—	n_0 (n_0 は定格回転数) において10分*3	—
	100%出力	プロペラ特性に従った回転数において4時間*4, *5, *6, *7	n_0 において1時間*3	n_0 において30分
	75%出力	いずれか、1又は2項目においてプロペラ特性に従った回転数において適当時間*8	いずれか、1又は2項目について n_0 において適当時間*8	—
	50%出力			
	25%出力			
過速度運転試験	1.032 n_0 以上の回転数において30分*9, *10	—	—	
最低回転数試験*11	実施*9	—	—	
断続過負荷試験*12	実施	—	実施	

注)

- *1 試験終了後、機関の燃料油供給装置は船内据付け後の運転において100%出力を超えて運転されないように調整されること。（一時的な過負荷出力が認められる推進機関及び発電機も駆動する推進機関を除く）
- *2 試験は駆動する発電機の定格電力を基準に行われること。
- *3 100%推進出力（推進のための総電動機容量等）を最低発電機数で供給する試験を実施する場合には、当該試験時に確認してもよい。この場合、試験時間は全ての回転機が安定した運転温度に到達するのに十分な時間又は4時間とし、全ての発電機について試験を実施するのに十分な時間が確保できない場合には、試験は別に行うこと。
- *4 可変ピッチプロペラを備える場合にあっては、 n_0 において、定格出力となるプロペラピッチにおいて実施すること。ただし、要求される負荷をかけることが困難な場合には、適当な負荷とすることができる。
- *5 発電機も駆動する推進機関にあっては、 n_0 において、機関の定格出力で4時間実施するとともに、100%出力をプロペラから取り出す場合（機関の定格出力試験で確認されない場合に限り）及び発電機から取り出す場合についてもそれぞれ実施すること。この場合、試験はプロペラ取り出し出力において2時間、発電機取り出し出力において1時間実施すること。
- *6 自動化設備規則 2.2.5-2.(1)に定める試験が要求される船舶にあっては、同試験を100%出力で4時間以上実施することで、本表に規定する100%出力試験を別に実施することなく省略することができる。
- *7 日本国領海等（日本国内の内水、領海又は排他的経済水域）のみを航行する船舶又は総トン数400トン未満の船舶にあっては、1時間とすることができる。
- *8 主機として往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機又は電気推進船の主機として用いられる往復動内燃機関であって、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3 章の適用を受ける船舶にあっては、当該負荷出力（25%出力、50%出力、75%出力）を、同規則 2 編 2 章 2.1.3-6.(2)に定める速力試験実施時の出力に代えることができる。
- *9 固定ピッチプロペラにのみ動力を伝える機関に限る。
- *10 100%出力試験が1.032 n_0 以上の回転数で実施されている場合には省略することができる。なお、プロペラ特性上、当該回転数に計画到達しない場合等には、到達可能な連続最大回転数（回転トルク等の制限が掛かる回転数をいう。）での過速度試験とすることができる。
- *11 舵を片舷一杯に取っても主機が安定して運転できる最低回転数を確認する。
- *12 一時的な過負荷出力が認められる機関に限る。試験は機関製造者の指定する時間で実施すること。

(6) ウインドラスの効力試験

実稼働条件の下で次の(a)から(c)に示す試験を行い、実用性を確認するとともに、構造及び設備に異常のないことを確認すること。

(a) 作動試験

次の i) から viii) について、異常が無いことをそれぞれ確認する。

i) ブレーキ性能

ii) クラッチ機能

iii) アンカーチェーン及びアンカーの繰り出し及び巻き上げ

iv) アンカーチェーンの鎖車上の適切なかみ合い

v) ホースパイプからチェーンパイプへのアンカーチェーンの適切な通過

vi) アンカー及びアンカーチェーンの有効かつ適切な格納

vii) 格納場所におけるアンカーの安定性

viii) 制鎖器の機能

(b) 負荷試験

アンカーチェーン 3 連 (82.5 m 又は 45 ファゾム) 以上が水中にあり、アンカーが海底に付いていない状態から次の i) から iii) の手順でアンカーを巻き上げ、i) 及び ii) の巻き上げの平均速度が 0.15 m/sec 以上であることを確認する。地理的な関係等で、アンカーチェーンが 3 連以上水中にある状態を確保することが困難な場合は、本会が適当と認める代替の試験として差し支えない。

i) 片舷のアンカーチェーンの 2 連を巻き上げる。

ii) 反対舷のアンカーチェーンの 2 連を巻き上げる。

iii) 残りの 1 連を両舷同時に巻き上げる。

(c) 鎖車ブレーキ試験

鎖車ブレーキを操作してアンカーチェーンの繰り出し及び制止を交互に行い、保持能力を確認する。鎖車ブレーキの操作は、約 1/2 連毎に行うこと。

(7) 主機、可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の作動試験

次の(a)から(e)に従って試験を行う。ただし、これらの試験は船内据え付け後、できる限り実際に近い状態で試験を行い、有効に作動することが確認された場合には、海上試運転では、一部を省略して差し支えない。

(a) 主機又は可変ピッチプロペラの制御システムについては、次の i) から iv) に示す試験を行うこと。

i) 主機又は可変ピッチプロペラは、主制御場所又は船橋主制御場所から遠隔制御装置により、始動試験、前後進試験及びすべての出力範囲にわたり運転試験を行うこと。

ii) 船橋制御装置により主機又は可変ピッチプロペラの出力増減試験を行うこと。なお、船橋制御装置により、すべての出力範囲にわたり、運転試験を行った場合には、前 i) に掲げる始動試験を除き、適当に参酌して差し支えない。

iii) 主機又は可変ピッチプロペラの制御場所が 2 箇所以上ある場合には、主機又は可変ピッチプロペラの前進及び後進運転中に、制御場所の切換え試験を行うこと。なお、主機又は可変ピッチプロペラの遠隔制御装置が規則 D 編 18.3.2-2.(3)(b) に該当するものである場合には、主機の停止中に行うものとする。

- iv) 前 iii)に示す切換え試験の終了後、それぞれの制御場所から主機又は可変ピッチプロペラの円滑な運転ができることを示すこと。
- (b) ボイラの制御システムについては、次の i)から iii)に示す試験を行うこと。
- i) 主ボイラは、機側において手動操作を行うことなく、給水制御装置、燃焼制御装置等が主ボイラの負荷可動に従って安定した作動をするとともに、主機、発電装置及び推進補機等に安定して蒸気を供給できることを確認すること。
- ii) 重要な補助ボイラは、手動操作を行うことなく、推進補機等に安定して蒸気を供給できることを確認すること。
- iii) 排ガスエコマイザが発電原動機への蒸気供給源として用いられ、かつ、主機の出力低下時にボイラの追焚きが自動的に行われる場合には、これらの自動制御装置の作動試験を行うこと。
- (c) 船舶の推進に必要な負荷へ電力を供給する発電機であって、船舶の推進装置に原動力を依存する発電機を装備する場合には、これに関連する発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための設備の作動試験を行うこと。
- (d) 規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置については、原則として、主機が常用出力で運転中に次の事項を確認すること。ただし、主機が常用出力で運転する際に作動する機器すべてが運転状態にある場合においては、その主機出力で試験を行って差し支えない。
- i) 1 台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACB の自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。
- ii) 2 台を常用する発電装置にあつては、1 台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われ、かつ、船舶の推進と操舵が維持されること。
- (e) 前(d)にいう「規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置」については、規則 H 編 6.1.1 に掲げる船舶に対する規則 H 編 6.2.7-1.及び-3.の適用も参照すること。
- (8) ボイラの蓄気試験
ボイラの蓄気試験は、次の(a)から(c)に示すとおりとする。
- (a) ボイラが最大負荷の状態、次の i)及び ii)に示す方法で行うこと。ただし、ボイラの蒸発量に関する資料を提出して本会の承認を得た場合には、(i)に規定する蓄気試験は省略することができる。
- i) ボイラの運転に必要な機器への蒸気供給用以外の止め弁をすべて締切り、安全弁を噴気させたときにボイラ胴内の圧力が制限気圧の 1.1 倍を超えてはならない。ただし、この場合には安全水位を維持するための給水を行うことができる。
- ii) 過熱器を持つボイラにおいて蓄気試験を行うことにより、過熱器を焼損するおそれがある場合には、主蒸気の供給を急速に遮断して、規則 D 編 9.9.3-8.に規定する装置の作動試験を行うにとどめて差し支えない。この場合、各安全弁は、所定のリフトが計測されたものであること。
- (b) 前(a)の試験は、係留中の適当な時期に行っても差し支えない。
- (c) 排ガスエコマイザを有するボイラで排ガスエコマイザを使用中に追い焚きのできる計画のあるものにあつては、原則として主機が連続最大出力の状態の下で、ボイラを最大負荷の状態にし、前(a)i)及び ii)に示す方法で行うこと。
- (9) 推進軸系のねじり振動計測

推進軸系のねじり振動の計測は、次の(a)から(c)に示すとおりとする。

(a) 規則 D 編 8.1.3 の規定に従って行うこと。なお、規則 D 編 8.1.3-2. に規定する機関の運転状態の確認を計算により推定した上下境界回転数で実施する場合、計測により確認できる回転数との誤差を考慮し、推定した上下境界回転数の前後にわたってフューエルインデックスを確認することを推奨する。

(b) 低圧ガス (1 MPa 未満の圧力のガス) を使用する二元燃料機関にあっては、(a) について計測を燃料油モード及びガスモードの両方において行うこと。ただし、燃料油モード及びガスモードのねじり振動計算書に基づいて本会が承認した場合には、燃料油モード又はガスモードのうちいずれか一方における計測を省略することができる。

(c) 高圧ガスを使用する二元燃料機関にあっては、(b) の低圧ガスを使用する二元燃料機関の規定を準用する。

(10) 固定式火災探知警報装置の音圧レベル計測

固定式火災探知警報装置の音圧レベル計測は、規則 R 編 29.2.5-1.(9) に規定される音圧レベルを適切な測定器を用いて計測すること。

(11) 船内騒音計測。当該計測については、附属書 2.3.1-2. 「船内騒音計測に関する実施要領」によること。

(12) 電圧総合波形ひずみ率計算書の確認及び高調波フィルタ運用手引書の有効性の確認

該当する母線の電圧総合波形ひずみ率を測定し、電圧総合波形ひずみ率計算書に記載された許容値を超えていないことを確認する。

(13) その他本会が必要と認める試験

~~2. 1.(3) に規定する操舵試験においては、規則 D 編 15.2.2 及び 15.2.3 に規定する操舵能力を確認しなければならない。ただし、満載状態及び主機の連続最大回転数における速力で試験を行うことが困難な船舶にあっては、船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、次のいずれかの方法で確認して差し支えない。~~

~~(1) 等喫水の状態で、舵全体が没水する喫水で試験を行うこと。船舶の速力は、主機の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力 (補助操舵装置にあっては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力) とすること。~~

~~(2) 海上試運転中に舵全体を没水させることができない場合は、試運転の積付け状態における舵板の浸水部分の面積を用いて適当な前進速力を計算し、その速力において試験を行うこと。適当な前進速力は、少なくとも、満載状態で、かつ、主機関の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力 (補助操舵装置にあっては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力) で前進中の船舶に及ぼされるものと同等の舵力及びトルクを操舵装置に与える速力とすること。~~

~~(3) 海上試運転時の積付け状態における舵力及びトルクを確実に推定し、かつ満載状態の舵力及びトルクを外挿すること。船舶の速力は、主機関の連続最大回転数及び最大設計ピッチにおける速力 (補助操舵装置にあっては、当該速力の 1/2 又は 7kt のうちの大きい方の速力) とすること。~~

~~32. -1. に規定する試験を行った結果を海上試運転成績書として本会に提出しなければならない。~~

~~43. 製造後の登録検査では、-1. に規定する諸試験の成績に関する資料を有し、試験後上記試験成績に直接関係のある事項に変更がないことが確認でき、かつ、本会が適当と認めた場合には、それらの試験を省略することができる。~~

3章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.2 現状検査*

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
(1 から 26 は省略)	
27 バラスト管の配置	(1) バラスト管系が燃料油タンクに連結されていないことを確認する。ただし、 D 編 13.5.1-11 に従い、適切な措置が講じられている場合はこの限りでない。
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
278 管装置	(1) 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パーージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について、現状良好であることを確認する。 (2) 船体と貨物管装置（貨物管、ベント管、タンク洗浄管等）との接地について、現状良好であることを確認する。
289 貨物タンク	(1) 貨物タンクの開口及びそのガスケット、蓋、縁材及びスクリーンについて、現状良好であることを確認する。 (2) 貨物タンクに備える PV 弁及び火炎侵入防止装置について、現状良好であることを確認する。 (3) 貨物タンクの通気装置、貨物タンクのパーージ及びガスフリー装置並びその他の通気装置について、現状良好であることを確認する。 (4) 船体と貨物タンクとの接地について、現状良好であることを確認する。
293 火炎侵入防止金網	(1) 実行可能な限り、燃料油タンク、オイリーバラストタンク、オイリースロップタンク及びボイドスペースの空気の火炎侵入防止金網について、現状良好であることを確認する。
301 安全な交通のための設備	(1) 船首への安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。
342 非常曳航設備	(1) 載貨重量が 20,000 トン以上の船舶に備える非常曳航設備について、現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
323 貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
324 貨物倉内の管装置	(1) 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
コンテナ運搬船に対する追加要件	
345 強力甲板及びハッチサイドコーミング（頂板及び縦通防撓材を含む）の船体ブロック間のバット継手	(1) 規則 C 編 32.13 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船にあっては、実行可能な範囲で、現状良好であることを確認する。

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

3.2.7 を次のように改める。

3.2.7 圧力試験

タンカー及び危険化学品ばら積船の年次検査において、表 B3.2 第 278 項の現状検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該管装置の圧力試験を行う。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2023 年 6 月 30 日から施行する。
2. 施行日前に申込のあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

1章 通則

1.1 検査

1.1.9 を次のように改める。

1.1.9 ばら積貨物船*

~~1. C編 31B章が適用されるばら積貨物船にあっては、本章によるほか、C編 31B.2、31B.3 及び 31B.4 の規定に適合することを確認するための検査を表 C31B.1.3 に掲げる時期までに、また、C編 31B.5 及び 31B.6 の規定に適合することを確認するための検査を表 C31B.5.1 に掲げる時期までに行わなければならない。更に、C編 31B.7 の規定について確認を受けるための検査を、行わなければならない。なお、当該検査のうち C編 31B.3 及び 31B.5 の適用に当たっては、本会の適当と認める板厚計測を行わなければならない。この場合、板厚計測の方法及び記録の提出については、別途定める方法によるほか、5.2.6-1.によらなければならない。~~

~~21. C編 31B章（本章に規定するC編 31B章に関する要件は、2023年7月1日より前に建造契約が行われた船舶に適用されるC編の31B章に関する要件のことをいう。）が適用されるばら積貨物船にあっては、本章によるほか、前1.の検査以後の定期検査及び建造後10年を超える船舶の中間検査において、C編 31B.3 及び 31B.5 の規定を継続的に満足していることを確認しなければならない。このため、表 B5.15 に加え、最前端貨物倉後端波形横隔壁について本会の適当と認める追加の板厚計測を行わなければならない。~~

~~32. 前-1.及び2.の検査の結果、最前端貨物倉後端波形横隔壁について毎年の板厚計測が要求される船舶は、本章によるほか、年次検査において、表 B3.6 に加え、これを行わなければならない。~~

~~43. 前1.の検査の結果、C編 31B.2.1-2.が適用される船舶は、本章によるほか、定期的検査において次に掲げる検査を行う。~~

(1) 年次検査において、最前端貨物倉については、3章に規定するものに加え、次の事項

(a) 建造後5年を超え15年以下の船舶については、以下の検査

i) 貨物倉全体の内部検査

ii) 貨物倉内の水密隔壁及び総数の1/4に相当する倉内肋骨（上部及び下部肘板並びに当該部の船側外板を含む。）の精密検査。検査の結果、検査員が必要と認める場合は、すべての倉内肋骨（上部及び下部肘板並びに当該部の船側外板を含む。）について精密検査を行う。

iii) 以前の検査において疑わしい箇所に指定されている部材の検査

(b) 建造後15年を超える船舶については、以下の検査

i) 貨物倉全体の内部検査

ii) 貨物倉内の水密隔壁及びすべての倉内肋骨（上部及び下部肘板並びに当該部の船側外板を含む。）の精密検査

iii) 以前の検査において疑わしい箇所に指定されている部材の検査

(c) 少なくとも前(a)ii)及びiii)並びに(b)ii)及びiii)の部材について、板厚計測を行う。

板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合は、表 B5.16 から表 B5.20 のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。精密検査の結果、衰耗の証跡が認められず、かつ、塗装が有効である場合については、板厚計測の範囲を斟酌することがある。

- (2) 年次検査、中間検査及び定期検査においてそれぞれ要求される 3.2.3、4.2.3 及び 5.2.3 の効力試験に加え、鋼船規則検査要領 C31B.2.1-2.(2)及び(4)に要求されるビルジウェル高水位液面警報装置及び貨物倉浸水警報装置の作動確認

1.3 定義

1.3.1 用語*

(6)を次のように改める。

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

((1)から(5)は省略)

- (6) 「著しい腐食」とは、腐食による構造部材の衰耗量が本会が指示する許容衰耗限度の 75%を超え 100%未満であるような状態をいう。ただし、以下の(a)から(c)については、計測板厚が、各適用規則に規定する切替え板厚を超え、切替え板厚に 0.5 (mm)を加えた板厚未満の範囲となるような状態をいう。ここで、切替え板厚とは最小許容板厚 (mm) であり、この板厚未満となった場合、構造部材の切替えを行う必要のある板厚をいう。

(a) CSR-B 編、CSR-T 編又は CSR-B&T 編が適用される船舶

(b) 本会が別に定める船舶における貨物倉の鋼製倉口蓋及び倉口縁材

(c) C 編 31A 章 2-2 編附属書 1.1 又は C 編 31B 章の適用を受けた貨物倉内横置隔壁

((7)から(28)は省略)

1.4 検査の準備その他

1.4.5 試験、衰耗に対する処置等*

-3.を次のように改める。

-3. 衰耗に対する処置

船体各部材の厚さや艀装品の寸法等が衰耗限度未満となった場合には、当該部材又は艀装品の建造時における厚さ又は寸法等が同等のものあるいは本会が適当と認めるものと新換しなければならない。また、~~C 編 1.1.21 の防食措置によりその寸法を軽減した構造部材に対しては、建造時からその軽減量だけ衰耗したのものとして検査する。~~ただし、建造時に規定を上廻った寸法を使用した場合、又は検査員が差し支えないと認めた場合は、衰耗の位置、範囲、種類等に応じて、適当に参酌することがある。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の(1)から(7)に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) 船体関係

(a) 一般配置図

(b) 中央横断面図（船倉及び機関室の箇所横断面並びに側タンクを設けるときはその付近の横断面を示し、予定する船級符号及び付記、満載喫水並びに **C 編 ~~1.1.12-1~~ 又は ~~2.1 編 3.2.2.2~~ 及び ~~3.2.2.3~~** の規定を適用する船舶にあつては設計温度を記載したもの。）

((c)から(j)は省略)

(k) 外板展開図（放水口の寸法及び配置並びに **C 編 ~~1.1.12-1~~ 編 3.2.2.2** の規定を適用する船舶にあつては、バラスト状態における喫水線を記載したもの。）

((l)から(v)は省略)

(w) **C 編 ~~35 章 1 編 14.16~~** 及び **CS 編 26 章** に規定する点検設備図又は点検設備に関する手引書

(x) **C 編 ~~23.8 1 編 14.15~~** に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等の設備図

((y)及び(z)は省略)

(aa) **C 編 ~~1.1.24 1 編 14.2~~** の規定による船舶識別番号の配置図

(ab) **C 編 ~~27.2 1 編 14.4~~** 又は **CS 編 23.2** に規定する曳航及び係留設備配置図

(ac) **C 編 ~~23.9 1 編 14.14~~** 又は **CS 編 21.9** に規定する乗降設備の乗降設備図

(ad) (省略)

((2)から(7)は省略)

-2. (省略)

-3. (省略)

-4. 前-1.に掲げる図面及び書類のほか、**C 編 ~~34.1.1 1 編 3.8.1.1~~** 又は **CS 編 25.1.1** によりローディングマニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、その船舶の積付け条件等を記載したローディングマニュアルを本会に提出して、承認を得なければならない。

-5. 前-1.に掲げる図面及び書類のほか、**C 編 ~~34.1.1 1 編 3.8.1.1~~** により積付計算機の備え付けが要求される船舶にあつては、船体線図（オフセット表がついているもの）、軽荷重量曲線図、タンク容量図（完成図）及び傾斜試験結果を本会に提出しなければならない。ただし、本会が別に定めるところによる場合、これらの図面及び書類の一部または全部を省略して差し支えない。

(-6.から-8.は省略)

-9. 前-1.に掲げる図面及び書類のほか、**C 編 ~~33 章 1 編 2.3.4~~** により損傷制御図の備え付

けが要求される船舶にあつては、損傷制御図を本会に提出して、承認を得なければならない。

-10. **C 編 ~~27.31~~ 編 14.5.2**の規定により非常曳航設備の備え付けが要求される船舶にあつては、非常曳航設備の配置図及び当該設備が設置される箇所の船体構造図を本会に提出して承認を得なければならない。

-11. **C 編 ~~23.3.10-1.1~~ 編 14.10.1.10-1.**及び **~~23.4.9-1.14.10.2.9-1.~~**並びに **CS 編 21.3.10-1.**及び **21.4.9-1.**により、ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、同マニュアルを本会に提出して、承認を得なければならない。

-12. **1.2.2**の規定により貨物固縛マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、同マニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。

-13. **C 編 ~~25.2.21~~ 編 3.3.5.3,** **CS 編 22.4.2,** **CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2** 又は **CSR-T 編 6 節 2.1.1.2**の規定により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。

-14. **C 編 ~~25.2.31~~ 編 3.3.5.4** 又は **CS 編 22.4.3**の規定により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイルが要求される船舶にあつては、当該ファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。

(-15.及び-16.は省略)

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(13)から(15)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については **2.1.2**の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(12)は省略)

(13) **C 編 ~~27.21~~ 編 14.4** 又は **CS 編 23.2**に規定する個々の曳航及び係留設備の支持構造に関する強度計算書(本会が適当と認める規格によらない曳航及び係留設備にあつては、当該設備に関する強度計算書) (設計荷重を記載したもの)

(14) **C 編 ~~27.31~~ 編 14.5.2**の規定により非常曳航設備の備え付けが要求される船舶にあつては、非常曳航設備のオペレーションマニュアル

(15) **C 編 ~~23.3.10-2.1~~ 編 14.10.1.10-2.**及び **~~23.4.9-2.14.10.2.9-2.~~**並びに **CS 編 21.3.10-2.**及び **21.4.9-2.**により、ドア及び内扉の閉鎖及び締付けに関する操作手順を示した銘板の備え付けが要求される船舶にあつては、操作手順の記載内容を本会に提出しなければならない。

((16)から(18)は省略)

2.1.4 工事の検査*

-1.を次のように改める。

-1. 船体及び艀装関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める項目の検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(7)は省略)

- (8) 各種開口の閉鎖装置，各種遠隔操縦装置，操舵装置，揚錨装置，係船装置，非常曳航設備，乗降設備（**C編 ~~23.91~~編 14.14**又は**CS編 21.9**に規定されるもの），脱出設備，消火設備，通風装置，諸管装置，水位検知警報装置（**D編 13.8.5**及び**13.8.6**に規定されるもの），排水設備（**D編 13.5.10**に規定されるもの）等の効力試験を行うとき。なお，規則**R編 7.4.1-1**.に掲げる機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の取付け後の効力試験については，附属書**2.1.4**「機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の効力試験の実施要領」を標準とする。
- (9) (省略)
- (10) **C編 ~~34.1.11~~編 3.8.1.1**の規定により積付計算機の備え付けが要求される船舶にあっては，積付計算機が当該船舶に備え付けられるとき。
((11)から(13)は省略)
- (14) **C編 ~~27.31~~編 14.5.2**の規定により非常曳航設備の備え付けが要求される船舶にあっては，非常曳航設備を設置するとき。
((15)及び(16)は省略)

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.及び-2.を次のように改める。

- 1. 製造中登録検査の完了に際しては，次に掲げる図面等のうち該当するものについて，完成図が船舶に備えられていることを確認する。
- (1) 次に掲げる手引書等については，本会が承認したもの（又はその写し）
- (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（**C編 ~~23.3.101~~編 14.10.1.10**及び**~~23.4.9~~14.10.2.9**又は**CS編 21.3.10**及び**21.4.9**）
 - (b) 損傷制御図（**C編 ~~33.3.41~~編 2.3.4.3**）
 - (c) ローディングマニュアル（**C編 34章1編 3.8**又は**CS編 25章**）
 - (d) 点検設備に関する手引書（**C編 ~~35.2.61~~編 14.16.3.6**又は**CS編 26.2.6**）
((e)から(r)は省略)
 - (s) 海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル（**C編 ~~25.2.21~~編 3.3.5.3**，**CS編 22.4.2**，**CSR-B編 3章5節 1.2.2**及び**CSR-T編 6節 2.1.1.2**）
 - (t) 貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル（**C編 ~~25.2.31~~編 3.3.5.4**及び**CS編 22.4.3**）
 - (u) 水中検査計画書（**6.1.2-2.**）
 - (v) 極海域運航手順書（**I編 2.3.1**）
- (2) その他の手引書等
- (a) 曳航及び係留設備配置図（**C編 ~~27.2.91~~編 14.4.1.4**又は**CS編 23.2.9**）
 - (b) 非常曳航設備に関するオペレーションマニュアル（**C編 ~~27.31~~編 14.5.2** 関連）
 - (c) 損傷制御のための小冊子及び損傷時復原性に関する資料（**C編 ~~33.3.21~~編 2.3.4.4**及び**~~C編 33.3.32~~2.3.4.5**）
 - (d) 積付計算機の取扱説明書（**C編 34章1編 3.8**）
 - (e) 点検設備図（**C編 ~~35.1.51~~編 14.16.2.5**又は**CS編 26.1.5**）
((f)から(p)は省略)
 - (q) 非常用曳航手順書（**C編 ~~27.41~~編 14.5.3**又は**CS編 23.3**）
((r)から(w)は省略)

(3) 2.1.7 に規定する完成図

-2. 前-1.に加え、国際航海に従事する船舶にあつては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

(1) 2.1.7 に規定する船体構造に関する完成図

(2) 次に掲げる手引書等

(a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル (C 編 ~~23.3.10~~ 編 14.10.1.10 及び ~~23.4.9~~14.10.2.9 又は CS 編 21.3.10 及び 21.4.9)

(b) 損傷制御図 (C 編 ~~33.3.11~~ 編 2.3.4.3)

(c) ローディングマニュアル (C 編 ~~34章1~~ 編 3.8 又は CS 編 25 章)

(d) 復原性資料 (U 編 1.2.1, N 編 2.2.3, S 編 2.2.2)

(3) 点検設備に関する手引書 (C 編 ~~35.2.6~~ 編 14.16.3.6 又は CS 編 26.2.6)

(4) 船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について、証明書の写し

(5) 船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置 (管装置を含む。)に関する図面 (2.1.2-1.(1)(q))

(6) 防食要領書 (2.1.3-1.(3))

(7) 水中検査計画書 (6.1.2-2.)

(8) 入渠又は上架計画書 (表 B6.1 の 3 項に規定する開口等の位置を含むもの)

(9) 海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル (C 編 ~~25.2.21~~ 編 3.3.5.3, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2)

(10) 貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び/又は耐食鋼テクニカルファイル (C 編 ~~25.2.31~~ 編 3.3.5.4 及び CS 編 22.4.3)

(11) 船体防汚システムに係る書類 (船体防汚システム規則 2.2.2)

(12) 水密性電線貫通部記録書

(13) 各種試験方案, 試験結果, 計測記録等

(-3.から-8.は省略)

2.1.8 を次のように改める。

2.1.8 ペイント工事の検証*

-1. C 編 ~~25.2.21~~ 編 3.3.5.3, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 の規定が適用される内部区画のペイント工事にあつては、海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルの審査に先立ち、次の(1)から(5)に掲げる項目を実施する。

((1)から(5)は省略)

-2. C 編 ~~25.2.31~~ 編 3.3.5.4 又は CS 編 22.4.3 の規定が適用される内部区画のペイント工事にあつては、貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイルの審査に先立ち、次の(1)から(5)に掲げる項目を実施する。

((1)から(5)は省略)

2.2 製造後の登録検査

2.2.1 を次のように改める。

2.2.1 一般*

- 1. (省略)
- 2. (省略)
- 3. 前-2.により提出する図面及び書類のほか、**C 編 ~~34.1.1~~ 及び ~~34.3.11~~ 編 3.8.1.1** 又は **CS 編 25.1.1** によりローディングマニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、その船舶の積付け条件等を記載したローディングマニュアルを本会に提出して、承認を得なければならない。
- 4. (省略)
- 5. (省略)
- 6. **C 編 ~~33章1編 2.3.4~~** により損傷制御図の備え付けが要求される船舶にあつては、損傷制御図を本会に提出して、承認を得なければならない。
- 7. **C 編 ~~27.31~~ 編 14.5.2** の規定により非常曳航設備の備え付けが要求される船舶にあつては、非常曳航設備の配置図及び当該設備が設置される箇所の船体構造図を本会に提出して、承認を得なければならない。
- 8. **C 編 ~~23.3.10-1.1~~ 編 14.10.1.10-1.** 及び **~~23.4.9-1.14.10.2.9-1.~~** 並びに **CS 編 21.3.10-1.** 及び **21.4.9-1.** により、ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアルの備え付けが要求される船舶にあつては、同マニュアルを本会に提出して、承認を得なければならない。
- 9. (省略)

3章 年次検査

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
1 ローディングマニュアル	(1) C 編 34.1.1 及び 34.3.11 編 3.8.1.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
2 復原性資料	(1) 本船上に保管されていることを確認する。
3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料	(1) C 編 23 章 1 編 2.3.4 により備え付けが要求される船舶について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。
4 火災制御図	(1) 掲示され、適正に格納されていることを確認する。
5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	(1) C 編 23 章 1 編 14.10 及び CS 編 21 章 により備え付けが要求される船舶について； (2) マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 (3) 銘板：掲示されていることを確認する。
(省略)	
8 曳航及び係留設備配置図	(1) C 編 27.21 編 14.4 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。
9 点検設備に関する手引書	(1) C 編 35.2.61 編 14.16.3.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。
(省略)	
11 塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル	(1) C 編 25.2.21 編 3.3.5.3 , CS 編 22.4.2 , CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 により海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され本ファイルに保管されていることを確認する。 (2) C 編 25.2.31 編 3.3.5.4 又は CS 編 22.4.3 により貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイルの備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管されていること並びに保守及び補修の内容が適切に記録され本ファイルに保管されていることを確認する。
(省略)	

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
(省略)	
17 曳航及び係留設備	(1) C 編 27.2.3 編 14.4.2.4 , C 編 27.2.6 編 14.4.3.5 , CS 編 23.2.3 又は CS 編 23.2.6 の規定により曳航設備に安全曳航荷重 (TOW) 又は係留設備に安全使用荷重 (SWL) が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
18 積付計算機	(1) C 編 34.1.1 及び 34.3.2 編 3.8.1.1 , 2-2 編 3.2.2.1 及び 2-3 編 3.2.2.1 の規定により積付計算機の備付けが要求される船舶について、その管理状況を検査する。
19 C 編 23.8 編 14.15 に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等	(1) 現状良好であることを確認する。
(省略)	
コンテナ運搬船に対する追加要件	
34 強力甲板及びハッチサイドコーミング(頂板及び縦通防撓材を含む)の船体ブロック間のバット継手	(1) 規則 C 編 32.13 C 編 2-1 編 10.5 の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船にあっては、実行可能な範囲で、現状良好であることを確認する。

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

5章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.2 現状検査*

-5.を次のように改める。

-5. ~~規則C編 32.13~~ C編 2-1編 10.5の規定の適用を受ける極厚鋼板を使用するコンテナ運搬船の定期検査では、-1.によるほか、強力甲板、ハッチサイドコーミング（頂板及び縦通防撓材を含む）、舷側厚板及び縦通隔壁（強力甲板に隣接する一条のみ）の船体ブロック間のバット継手について、可能な限り両面から検査する。なお、検査の結果、検査員が必要と認める場合、追加の非破壊検査を要求する場合がある。

5.2.3 効力試験*

-1.を次のように改める。

-1. 定期検査では、4.2.3 に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか、~~C編 34.1.1 及び 34.3.21~~ 編 3.8.1.1, 2-2編 3.2.2.1 及び 2-3編 3.2.2.1の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動することを確認する。なお、4.2.3 の表 B4.1 第3項でいう係船装置及び揚錨装置については、その効力試験を省略することはできない。

6章 船底検査

表 B6.1 を次のように改める。

表 B6.1 船底検査の項目

検査項目	備考
	(省略)
7 アンカー、アンカーチェーン、索、ホーズパイプ、チェーンロック及びチェーン係止装置	(1) 定期検査に行う船底検査では、アンカー及び索を適当な場所に整備し、アンカーチェーンは適当に整列して、すべてのチェーン及びチェーン用部品が揃っていることを確認するとともに外観を検査する。第2回定期検査以降の定期検査では、アンカーチェーンの径を計測し、アンカーチェーン各連においてリンクの最も衰耗している部分の平均直径が、 規則C編 27.1.1 <u>編 14.3.1.1</u> による要求直径の12%以上減少している場合には、当該連を取り替えなければならない。
	(省略)

附属書 2.1.5 水密区画の試験方法

表 An.1.4-1 を次のように改める。

表 An1.4-1 タンク及び区画境界の試験要件

	試験対象	試験の種類	試験水頭又は試験圧力	備考
1	二重底タンク*4	漏洩試験及び構造試験*1	次のうち大なる方 - オーバフロー管の上端 - タンク頂部の 2.4 m 上方*2 - 隔壁甲板	
2	二重底空所*5	漏洩試験	An1.4.4-4.から-6.の該当規定参照	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編で要求されるポンプ室の二重底及び燃料油タンク保護のための二重船殻部を含む。
(省略)				
12	乾舷甲板及び隔壁甲板下の水密戸	漏洩試験*6,7	An1.4.4-3.から-6.の該当規定参照	
(省略)				

(*1 から*3 は省略)

*4 : ~~規則 C 編 6.1.1.3.1 編 2.4.1.1-3.~~の規定にいう水密区画を含む。

*5 : 二重底ダクトキール及び~~規則 C 編 6.1.1.3.C 編 1 編 2.4.1.1-3.~~の規定により配置される液体を積載しない区画を含む。また、**海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 1.2.3** 及び同 **3.2.5** の規定によりそれぞれ配置される燃料油タンク保護及びポンプ室保護のための区画を含む。

*6 : 水密戸の水密性がプロトタイプの実験で確認されていない場合、水密区画に水を漲水した試験を実施すること。~~規則 C 編 13.3.3-1.C 編 1 編 2.2.2.3-1.~~を参照すること。

(*7 から*10 は省略)

附 則 (改正その 3)

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

3章 年次検査

3.3 機関の年次検査

3.3.1 現状検査*

-1.(3)を次のように改める。

-1. 年次検査では、次の**(1)**から**(4)**に規定する検査を行うほか、機関室全般について、現状良好であることを確認する。

- (1) 主機、動力伝達装置、軸系、プロペラ、主機以外の原動機、ボイラ、熱媒油加熱器、焼却設備、圧力容器、補機、管艙装、制御装置、電気機器及び配電盤について、現状良好であることを確認する。
- (2) 火災及び爆発の危険性に注意し、機関室、ボイラ室及び脱出設備について、現状良好であることを確認する。
- (3) 船級符号に“PSCM”又は“PSCM-1A”の付記を有する船舶にあっては、現状検査と共に、各監視パラメータの記録の調査を行い、当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。
- (4) 前**(3)**に掲げる船舶以外の船舶であって油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶にあっては、**3.3.4-2.(3)**による場合を除き、定期的に潤滑油分析又は試料清水試験が実施されているか否かを確認する。また、当該潤滑油分析又は試料清水試験が実施されている場合には、現状検査と共に、当該潤滑油分析又は試料清水試験の試験報告書により、本会が適当と認める管理基準値を満足しているか否かを確認する。

8章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1 一般

8.1.1 を次のように改める。

8.1.1 用語

本章で使用する用語は、次に定めるところによる。

(1)から(22)は省略)

(23) 「*Propeller Shaft Condition Monitoring System* (略号 *PSCM*) 」とは、第 1B 種軸又は第 1C 種軸を備え、次の 8.1.2-1. に定める予防保全管理方式の承認を得た船舶に対する船級符号の付記をいう。

(24) 「*Propeller Shaft Condition Monitoring System of Shaft Kind 1A* (略号 *PSCM -1A*) 」とは、第 1A 種軸を備え、8.1.2-2. に定める予防保全管理方式の承認を得た船舶に対する船級符号の付記をいう。

(24.5) 「代替措置」とは、軸、シール装置及び船尾管軸受の潤滑装置の評価及び監視を行う承認された状態監視スキーム又は他の信頼性のある承認された手段により、本編に規定する軸の検査方式に従う場合と同等以上に軸（関連装置を含む。）を安全な状態に保つことができるよう措置を講じた軸装置をいう。

8.1.2 を次のように改める。

8.1.2 軸の予防保全管理方式

-1. 本会は、次の(1)から(3)の設備を有し、かつ、表 B8.1-1. に掲げる承認要領に従った軸の予防保全管理方式を採用する船舶に対して、船級符号に *PSCM* を付記する。

- (1) 油潤滑式の船尾管軸受
- (2) 軸を抜き出さなくても補修又は換装ができる船尾管シール装置
- (3) 軸受の船尾端下部の温度を計測する 1 個以上の温度センサー

-2. 本会は、次の(1)から(10)の設備及び書類を有し、かつ、表 B8.1-2. に掲げる承認要領に従った軸の予防保全管理方式を採用する船舶に対して、船級符号に *PSCM-1A* を付記する。

- (1) 海水潤滑式の船尾管軸受
- (2) 軸を抜き出すことなく固定した状態で軸（スリーブを含む）及び軸受の表面を詳細に確認することができる点検口及びボアスコープカメラによる確認手段又はその他の本会が適当と認める手段。
- (3) 軸を抜き出さなくても補修又は換装ができる船尾管シール装置
- (4) 少なくとも 2 台の独立の潤滑水ポンプ。なお、当該ポンプは、船舶の停泊中も連続して船尾管に潤滑水の供給を行うことができるものでなければならない。また、次の(a)及び(b)のうちいずれかに該当する場合に自動的にポンプの切替えが行われるものでなければならない。
 - (a) 運転中のポンプが停止した場合。
 - (b) 吸入側と吐出側との差圧又は潤滑水の流量が、あらかじめ設定した値よりも低下した場合。
- (5) 潤滑水を連続的にろ過することが可能なろ過装置であって、軸受製造者による要求

事項に適合したもの。

- (6) 潤滑水の流量が十分に確立していない場合に軸の回転開始を防止するインタロック装置。
- (7) 軸の降下量を船内で監視することが可能な本会が適当と認める軸降下量遠隔監視装置であって、当該装置は冗長性を有するもの。
- (8) 潤滑水供給システムに対する監視装置であって、表 B8.1-3.に掲げる警報を主制御場所 (D 編 18.1.2(3)に定義されたものをいう。)に発するもの。ただし、主制御場所が無い場合には、船員が容易にアクセス可能な場所に警報を発するもので差し支えない。
- (9) 軸の接地装置及び接地状態の監視装置
- (10) 次に掲げる項目を含む本会の承認を得た検査手順書
 - (a) 軸 (スリーブを含む) 及び軸受の表面を確認するための手順であって、次の i) から iv) に示す内容を含むもの。
 - i) 確認する箇所及び範囲
 - ii) 状態を評価する方法及び基準
 - iii) 点検口の配置
 - iv) ボアスコープカメラの仕様
 - (b) 前(4)から(9)に規定する設備の機能を確認するために推奨される試験要領

表 B8.1 を表 B8.1-1. とし、表題を次のように改める。

表 B8.1-1. 軸の予防保全管理方式 (PSCM) の承認要領
(表は省略)

表 B8.1-2.として次の表を加える。

表 B8.1-2. 軸の予防保全管理方式 (PSCM-1A) の承認要領

項目	要領
1. 適用	(1) 本要領は、予防保全管理方式として、軸の降下量、潤滑水系統及び軸と船体との接地状態を監視することにより、軸の状態を診断し、それらの結果に従い関連装置の保守管理を行う検査方式を採用する船舶に対して適用する。
2. 申込	<p>(1) 本要領の適用を受ける船舶の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）は、本件に係わる申込書と共に対象船舶に対して次の(a)から(g)の事項等につき明記された管理マニュアルを本会に3部提出すること。</p> <p>(a) 本検査方式実施に対する管理責任者の基本方針</p> <p>(b) 以下に記す監視パラメータの監視及び計測並びに必要なデータの記録に関する手順</p> <p>i) 軸降下量遠隔監視装置による軸の降下量</p> <p>ii) 潤滑水系統に関わる少なくとも表 B8.1-3.に掲げる流量及び差圧</p> <p>iii) 軸と船体との接地状態（電圧値、電流値、抵抗値のいずれかの値とする。）</p> <p>(c) 前(b)を管理するための手順及びその責任者</p> <p>(d) 前(b)の計測値の確認及び評価に関する手順並びにその責任者。なお、4.項(3)に記す管理基準値を明記すること。</p> <p>(e) 前(b)の計測値に異常値が認められた場合の処置（本会への報告を含む。）の手順及びその責任者</p> <p>(f) 管理マニュアルに従った保守管理が実施されていることを確認するための手順及びその責任者</p> <p>(g) 関連設備に関する書類又は図書</p> <p>(2) 本会は、提出された書類を調査した後、2部を申込者に返却する。管理責任者は、承認された書類を本社等に1部及び対象船舶に1部保管すること。</p> <p>(3) 申込の時期は、登録検査又は前回プロペラ軸の開放検査を完了した日から半年を超えない範囲とする。ただし、軸の健全性が確認できる資料が提出された場合はこの限りでない。</p>
3. 承認・付記	(1) 本会は、提出された書類を調査し、本検査方式を採用する船舶における管理システム、保守管理実施手順及び管理基準値（警戒値、異常値の判定基準を含む）等につき承認する。本会は、承認した船舶について、船級符号に PSCM-1A を付記する。
4. 承認基準	<p>(1) 管理システム</p> <p>(a) 管理責任者は、対象装置の保守管理の実施に関し、本要領等に従い自主管理を適切に行うことを基本方針として明確にすること。また、関係乗組員に対し、これらの管理方法につき周知徹底させること。</p> <p>(b) 管理責任者は、各監視パラメータの記録につき検証し、必要に応じ適切な処置を行うこと。また、異常値が認められた場合は、すみやかに本会に報告すること。</p> <p>(c) 管理責任者は、対象船舶において管理マニュアルに従った保守管理が適切に実施されていることを適時確認すること。</p> <p>(d) 管理マニュアルに従い、各責任者により確認された事項については記録されていること。</p> <p>(2) 保守管理実施手順</p> <p>(a) 軸降下量の計測は、定期的（少なくとも3ヶ月毎）に行い、次によること。</p> <p>i) 原則として、軸が固定された状態で、かつ、軸受製造者の指定する喫水においてプロペラの荷重が船尾管軸受に十分に乘った状態で行う。</p> <p>ii) 少なくとも3回の計測を行い、その平均値を計測値として扱う。</p> <p>iii) 測定値から軸受製造者の指定する最大許容軸降下量に到達するまでの残りの運転時間の推定値を算出する。</p> <p>iv) 前 ii)及び iii)の計測値及び推定値は適切に記録し管理すること。</p> <p>(b) 原則として、潤滑水ポンプは停泊中も運転し、常時、船尾管に潤滑水の供給を行うこと。ただし、やむを得ず潤滑水の供給を止める場合は、その期間を記録すること。</p> <p>(c) 潤滑水系統に関わる少なくとも表 B8.1-3.に掲げる流量及び差圧は常時監視し、定期的（少なくとも1ヶ月毎）に計測を行い、記録し管理すること。</p>

表 B8.1-2. 軸の予防保全管理方式 (PSCM-1A) の承認要領 (続き)

4. 承認基準	<p>(d) 軸と船体との接地状態は常時監視し、定期的 (少なくとも1ヶ月毎) に計測を行い、記録し管理すること。</p> <p>(3) 管理基準値 管理責任者は軸受又は各設備の製造者の指定する最大許容軸降下量、表 B8.1-3.に掲げる流量及び差圧並びに軸と船体との接地状態の許容値を標準 (指標) とし、その経験や知識を加味し、対象船舶に対する管理基準値を決定すること。</p>
5. 承認後の取扱い	<p>(1) 本会の承認した予防保全管理方式に基づき、監視、計測及び記録を行うこと。</p> <p>(2) 計測の記録は、検査の際に、検査員に提示ができるよう船上に保管すること。</p> <p>(3) 軸降下量が、管理基準値 (最大許容軸降下量) に到達する前の適切な時期に、スリーブ、船尾管軸受等の摩耗部品については交換の手配を行うこと。これらの交換の履歴は記録し、検査の際に、検査員に提示ができるよう船上に保管すること。</p> <p>(4) 計測値に異常又は不適切な管理が認められた場合には、管理責任者は対象装置の開放検査を申し込むこと。</p>
6. 承認の取消し	<p>(1) 船舶が次の(a)から(c)のいずれかに該当した場合は、本会は当該船舶の本検査方式採用の承認を取り消すことがある。承認を取り消した場合には本会は当該船舶の管理責任者にその旨を通知する。また、承認を取り消された船舶は、すみやかに表 B8.2 に掲げる開放検査を実施すること。</p> <p>(a) 記録の記入に関し、不正が発見された場合</p> <p>(b) 承認された管理マニュアルに従った適切な保守管理が実施されていないと認められた場合</p> <p>(c) 船舶所有者 (船舶管理会社) が変更になった場合又は管理責任者から本検査方式採用を取り下げる旨の申し出があった場合</p>

表 8.1-3.として次の表を加える。

表 B8.1-3. 潤滑水供給系統の警報

監視項目	警報
流量 (潤滑水)	低
差圧 (潤滑水ろ過装置) ⁽¹⁾	高
異常 (潤滑水ポンプ)	異常

(注)

(1) フィルターを用いない方式のものは、本会が適当と認める監視項目とする。

8.2 水潤滑式の軸の検査

8.2.1 第 1A 種軸の検査

- 1. 第 1A 種軸は、登録検査又は前回の検査の完了日から 5 年を経過する日（検査期限日）までの間に表 B8.2 の開放検査に規定する検査を受けなければならない。
- 2. 前-1.に加えて、D 編 6.2.7-1.(3)に規定する耐食性材料で製造された第 1A 種軸は、登録検査又は前-1.の検査の完了日から起算して 36 ヶ月を経過する日（検査期限日）までの間に、表 B8.2 に掲げる部分検査を受けなければならない。当該検査の結果が良好でない場合、表 B8.2 に掲げる開放検査を受けなければならない。
- 3. 検査期限日の 3 ヶ月前から当該検査期限日までの間に前-1.及び-2.に定める検査が完了した場合、当該検査期限日から起算して次の検査期限日を定める。
- 4. 次の(1)から(4)に従った検査の結果が良好な場合、検査期限日を延期することができる。ただし、前-1.に規定する検査の間隔が、6 年を超えてはならない。
 - (1) 表 B8.2 に掲げる 1 年延長検査を受けることにより、1 年を上限として検査期限日を延期することができる。ただし、本延長検査を含む、いかなる延長検査も連続して受けることはできない。
 - (2) 表 B8.2 に掲げる 3 ヶ月延長検査を受けることにより、3 ヶ月を上限として検査期限日を延期することができる。ただし、本延長検査を連続して受けることはできない。更なる延期が必要な場合には、1 年延長検査を受けることにより、検査期限日を前の検査期限日から起算して 1 年を上限として延期することができる。
 - (3) 検査期限日の 1 ヶ月前から当該検査期限日までの間に延長検査が完了した場合、延長は検査期限日から起算される。
 - (4) 検査期限日の 1 ヶ月よりも前に延長検査が完了した場合、延長は当該延長検査の完了日から起算される。

8.2.2 第 2 種軸の検査

- 1. 第 2 種軸は、次の(1)及び(2)に掲げる時期（検査期限日）に表 B8.2 に掲げる開放検査を受けなければならない。
 - (1) 定期検査の時期
 - (2) 登録検査又は前回の開放検査の完了日から 36 ヶ月を経過する日
- 2. 検査期限日の 3 ヶ月前から当該検査期限日までの間に前-1.に定める検査が完了した場合、当該検査期限日から起算して次の検査期限日を定める。

8.2.3 として次の 1 条を加える。

8.2.3 船級符号に PSCM-1A が付記された船舶の軸の検査

- 1. 前 8.2.1 にかかわらず、船級符号に PSCM-1A が付記された船舶の軸の検査については本条による。
- 2. 当該軸は、登録検査又は前回の検査の完了日から 5 年を経過する日（検査期限日）までの間に表 B8.2 に掲げる代替開放検査を受けなければならない。その結果が良好でない場合には、表 B8.2 に掲げる開放検査を受けなければならない。
- 3. 前-2.にかかわらず、15 年を超えない間隔で表 B8.2 に掲げる開放検査を受けなければならない。ただし、1 度に限り当該間隔を 3 ヶ月を上限として延長することができる。
- 4. 検査期限日の 3 ヶ月前から当該検査期限日までの間に前-2.又は-3.に定める検査が

完了した場合、当該検査期限日から起算して次の検査期限日を定める。

-5. 次の(1)から(4)に従った検査の結果が良好な場合、検査期限日を延期することができる。ただし、前-2.に規定する検査の間隔が、6年を超えてはならない。

- (1) 表 B8.2 に掲げる 1 年延長検査を受けることにより、1 年を上限として検査期限日を延期することができる。ただし、本延長検査を含む、いかなる延長検査も連続して受けることはできない。
- (2) 表 B8.2 に掲げる 3 ヶ月延長検査を受けることにより、3 ヶ月を上限として検査期限日を延期することができる。ただし、本延長検査を連続して受けることはできない。更なる延期が必要な場合には、1 年延長検査を受けることにより、検査期限日を前の検査期限日から起算して1 年を上限として延期することができる。
- (3) 検査期限日の 1 ヶ月前から当該検査期限日までの間に延長検査が完了した場合、延長は検査期限日から起算される。
- (4) 検査期限日の 1 ヶ月よりも前に延長検査が完了した場合、延長は当該延長検査の完了日から起算される。

表 B8.2 を次のように改める。

表 B8.2 水潤滑式の軸の検査 – 第 1A 種軸及び、第 2 種軸又は船級符号に PSCM-1A が付記された船舶の軸

検査項目	検査内容	開放検査	部分検査	代替 開放検査	延長検査	
					1 年	3 ヶ月
1 軸の抜き出し -1. 完全抜き出し	(1) プロペラ軸及び船尾管軸を抜き出し、当該軸（スリーブ、腐食に対する保護装置、応力の低減のための措置を含む。）、船内側のシール装置及び軸受の全体にわたり異常がないことを確認する。	○				
	-2. 部分抜き出し		○			
	-3. 代替抜き出し	(1) <u>8.1.2-2.(10)</u> に規定する検査手順書に従い、プロペラ軸及び船尾管軸を抜き出すことなく、当該軸（シール部、スリーブ、腐食に対する保護装置、応力の低減のための措置を含む。）及び軸受の表面が実行可能な範囲で掃除された後に検査し、異常がないことを確認する。なお、分割スリーブ構造を有する軸（ゴム、合成樹脂等の巻き付け）にあつては、異種材料同士の継目を全周にわたって検査する。			○	
2 プロペラの取り付け部 -1. キー付構造のプロペラ軸	(1) テーパ大端部が見えるまでプロペラをプロペラ軸から取り外す。 (2) キー溝も含むテーパ大端部付近の軸全面について、検査員が適当と認める非破壊検査を行う（スリーブがはめこまれている軸の場合、当該非破壊検査はスリーブの後端まで行う）。	○		○		
	-2. キーレス構造のプロペラ軸	(1) テーパ大端部が見えるまでプロペラをプロペラ軸から取り外す。 (2) テーパ大端部付近の軸全面について、検査員が適当と認める非破壊検査を行う（スリーブがはめこまれている軸の場合、当該非破壊検査はスリーブの後端まで行う）。 (3) 前(2)に関わらず、少なくとも 15 年を超えない間隔で、テーパ大端部を含む軸のコーン部全体の検査員が適当と認める非破壊検査を行う。	○		○	
	-3. フランジ構造のプロペラ軸	(1) プロペラ取付けフランジ部の取付けボルトを取り外した場合、当該フランジ付け根部に接近可能な場合又は検査員が必要と認めた場合、当該フランジ付け根部及びその取付けボルトについて、検査員が適当と認める非破壊検査を行う。	○		○	

表 B8.2 水潤滑式の軸の検査 - 第 1A 種軸及び、第 2 種軸又は船級符号に PSCM-1A が付記された船舶の軸 (続き)

検査項目	検査内容	開放検査	部分検査	代替 開放検査	延長検査	
					1年	3ヶ月
3 船尾管軸部におけるプロペラ軸のすき間	(1) 軸受部と軸とのすき間の計測及び記録を行う。 (2) 計測した軸受部と軸とのすき間が、次の(a)から(c)に掲げる標準値以下であることを確認する。 (a) プロペラ軸径が 230mm 以下のとき : 6 mm (b) プロペラ軸径が 230mm を超え 305mm 以下のとき : 8 mm (c) プロペラ軸径が 305mm を超えるとき : 9.5 mm	○	○	○	○	
4 プロペラ	(1) プロペラに質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことを確認する。 (2) 開放検査においては、プロペラが適切に取り付けられていることを確認する。キーレス構造の場合には、プロペラの押し込み量が鋼船規則 D 編 7.3.1-1.に定める下限値と上限値の範囲にあることを確認する。	○	○	○	○	○
5 船尾管シール装置	(1) 船内側のシール装置が適切な状態にあることを確認する。(開放検査においては、プロペラ軸とプロペラを復旧する際に行う。)	○	○	○	○	○
6 軸及び軸継手ボルト	(1) 外観検査を行う(開放検査以外の検査においては、接近可能な範囲で行う。)。軸継手ボルトにあつては、外観検査の結果、検査員が必要と認める場合には有効な非破壊検査を行う。また、第 2 種軸にあつては、防食用覆を取り外した状態で行う。	○	○	○	○	○
7 船尾管軸受	(1) 状況を確認をする。	○		○ ⁽¹⁾		
8 プロペラボスのプロペラ軸テーパ部との接触面	(1) 外観検査を行う。	○		○		
9 可変ピッチプロペラの取り付け部(フランジ構造の場合に限る。)	(1) 変節機構の要部の開放検査及びプロペラ羽根の取付けボルトの有効な非破壊検査を行う。	○		○		
10 水潤滑式の船尾管軸受の潤滑冷却水の送水系統	(1) 異常のないことを確認する。	○	○	○	○	○
11 監視装置等						
-1. 軸降下量遠隔監視装置	(1) 軸降下量遠隔監視装置から得られた軸降下量の値と、3 項にいう軸受部と軸とのすき間の計測値が整合していることを確認する。 (2) 8.1.2-2.(10)に規定する検査手順書に従い、当該装置の機能が正常に作動することを確認する。			○	○	○
-2. その他	(1) 8.1.2-2.(10)に規定する検査手順書に従い、各設備の機能が正常に作動することを確認する。			○	○	○

表 B8.2 水潤滑式の軸の検査 – 第 1A 種軸及び、第 2 種軸又は船級符号に PSCM-1A が付記された船舶の軸 (続き)

検査項目	検査内容	開放検査	部分検査	代替 開放検査	延長検査	
					1年	3ヶ月
1+2 記録等の確認	(1) 次の(a)から(d)に掲げる記録等を確認する。 (a) 前回の軸受部と軸とのすき間記録 (b) サービスレコード (c) 軸及びプロペラに対するグラインダ又は溶接による補修の報告が無いこと (d) 軸系装置が正常に作動していること (機関長による確認) (2) 代替開放検査を受ける軸については、次の(a)から(d)に掲げる書類及び記録を追加で確認する。 (a) 8.1.2-2.(10)に規定する検査手順書 (b) 表 B8.1-2.に規定する各監視パラメータの計測記録及び軸降下量が管理基準値 (最大許容軸降下量) に到達するまでの運転時間の推定値 (c) 潤滑水ろ過装置の清掃記録 (d) 前回のボアスコープカメラの検査映像記録			○	○	○

(備考)

(1) 表中 1 項-3.による確認として差し支えない。

8.3 油潤滑式の軸の検査

8.3.2 を次のように改める。

8.3.2 船級符号に *PSCM* が付記された船舶の軸の検査

~~1.~~ 前 8.3.1 にかかわらず、船級符号に *PSCM* が付記された船舶の軸の検査については本条による。

~~2.~~ *PSCM* が付記された船舶の当該軸は、登録検査又は前回の検査の完了日から 5 年を経過する日（検査期限日）までの間に表 B8.3 に掲げる開放検査又は部分検査を受けなければならない。部分検査を受ける場合、その結果が良好でない場合には、表 B8.3 に掲げる開放検査を受けなければならない。

~~3.~~ 前~~12.~~にかかわらず、キーレス構造又はフランジ構造を有する軸については、開放検査又は部分検査を表 B8.3 に掲げる簡易部分検査とすることができる。当該検査の結果が良好でない場合、表 B8.3 に掲げる開放検査を受けなければならない。

~~4.~~ 前~~23.~~にかかわらず、キーレス構造を有する軸については、15 年を超えない間隔で表 B8.3 に掲げる開放検査又は部分検査を受けなければならない。ただし、1 度に限り当該間隔を 3 ヶ月を上限として延長することができる。部分検査を受ける場合、その結果が良好でない場合には、表 B8.3 に掲げる開放検査を受けなければならない。

~~5.~~ 検査期限日の 3 ヶ月前から当該検査期限日までの間に前~~12.~~から~~34.~~に定める検査が完了した場合、当該検査期限日から起算して次の検査期限日を定める。

~~6.~~ 次の(1)から(5)に従った検査の結果が良好な場合には、検査期限日を延期することができる。

(1)から(5)は省略)

表 B8.3 を次のように改める。

表 B8.3 油潤滑式の軸の検査 – 第 1B 種軸，第 1C 種軸又は
船級符号に *PSCM* が付記された船舶の軸
(表は省略)

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日から施行する。

5章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.6 構造部材等の板厚計測*

表 B5.8 を次のように改める。

表 B5.8 板厚計測の対象部材

定期検査	対象部材
1 建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(1) 疑わしい箇所 (2) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた場合、 <u>適当数の板及び防撓部材</u>
2 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(1) 疑わしい箇所 (2) 中央部 0.5L 間の 1 個の横断面の強力甲板の各板。 <u>貨物倉がある場合は、貨物倉の横断面とする。</u> (3) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた場合、 <u>適当数の板及び防撓部材</u>
3 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	(1) 疑わしい箇所 (2) 中央部 0.5L 間における 2 個の横断面の各縦通部材。 可能な 貨物倉がある場合は、 <u>原則異なる 2 つの貨物倉の横断面とする。ただし、横式構造にあっては当該横断面近傍の横肋骨材及び横肋骨端部肘板を含む。</u> (3) 船首尾バラスタンクの内部構造部材 (4) すべての貨物倉口の倉口縁材についてそれぞれの側縁材及び端縁材の両端及び中央部の板及び適当数の防撓部材 (5) すべての貨物倉口蓋の適当数の板及び防撓部材 (6) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた場合、 <u>適当数の板及び防撓部材</u>
4 建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	(1) 疑わしい箇所 (2) 次の(a)から(c)に定める箇所； (a) 強力甲板の各板 (b) 中央部 0.5L 間における 貨物区域の 3 個の横断面の各縦通部材。 <u>貨物倉がある場合は、貨物倉の横断面とする。ただし、横式構造にあっては当該横断面近傍の横肋骨材及び横肋骨端部肘板を含む。</u> (c) バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 (3) 船楼甲板の適当数の板 (4) 平板竜骨の各板並びにコファダム、機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板 (5) シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 (6) すべての貨物倉において、水密横隔壁の最下端部の各板（2 層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の各板）及び防撓部材 (7) 第 3 回定期検査時の(3)から(6)の要件に同じ。

附 則（改正その5）

1. この規則は、2023年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023年6月30日 達 第13号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.2 船級維持検査

-1.(1)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。

(1) 深油水倉兼貨物倉の用途変更

都合により上記兼用倉を貨物倉専用に変更する場合には、船主は用途変更願書申込書 (APP-CP(J)) を本会に提出する。この取扱いをすれば、以後水圧試験を必要としない。この場合、タンク吸引管は一部を取外し、端部にはブランクフランジを付ける。

((2)から(5)は省略)

B1.1.5 定期的検査等の延期

(1)を次のように改める。

規則 B 編 1.1.5 でいう検査の延期のための手続き及びその承認方法は、次による。

(1) 延期申請の手続き

検査期日の延期を必要とする場合、船主ないし船長は、検査指定期日前に本会の承認を得るため次に掲げる書類を本会に提出する。提出先は、申請者に都合の良い所在地の本会事務所として差し支えない。ただし、船級検査報告書ファイルの提出ができない場合、提出先は本部とすること。

(a) 検査延期申請書申込書 (APP-PP(J)) - 3 通 (提出先を本部とする場合、2 通で可)

(b) 船級検査報告書ファイル

((2)は省略)

B1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更

-3.(1)を次のように改める。

-3. 規則 B 編 1.1.6-4.の規定により，定期検査で行うべき区画及びタンクの内部検査，精密検査及び板厚計測並びにタンクの水圧試験を，継続検査方式により行う場合の取扱いは次の(1)から(5)による。

(1) 継続検査申込書の提出

船体のタンク及び区画の検査並びにタンクの試験を継続検査方式で行うことを希望する場合には，申込者は検査計画を記載又は添付した継続検査申込書（~~船体タンク継続検査申込書~~Form-CHS-AP(J)）を提出すること。

((2)から(5)は省略)

B1.1.7 を次のように改める。

B1.1.7 係船中の船舶

係船に先だって，船舶の所有者は，下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。

(1) ~~係船届け申込書~~（書式例 ~~B1-1~~Form-B1-1(J)）3部

(2) 船級証書

(3) 国際満載喫水線証書，貨物船安全構造証書，貨物船安全設備証書，貨物船安全無線証書

(4) 主管庁の係船受理証明書の写し1部

書式例 B1-1 を削る。

~~書式例 B1-1~~

~~(省略)~~

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-5.を次のように改める。

-5. 規則 B 編 2.1.2-6.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

- (1) 承認済図面及び書類を用いて船舶を建造する場合には、~~承認済図面使用願申込書~~
(~~同型船に対する図面提出省略願~~ **APP-SS-BHL(J)**) と以下の図面を各 3 部提出すること。
 - (a) 一般配置図
 - (b) 中央横断面図
 - (c) 鋼材構造図
 - (d) 外板展開図
 - (e) 機関室全体装置図
 - (f) 軸系装置図
 - (g) 機関室配管系統図
- (2) 承認済図面及び書類を用いて機関を製造する場合には、~~承認済図面使用願申込書~~
(~~承認済の標準構造図面による製品の引当て申込書又は機器の図面提出省略願~~ **APP-SS-BMC(J)**) を 3 部提出すること。この場合、次に示す内容を含むものであること。
 - (a) 主要な機関要目
 - (b) 図面番号、資料番号及び承認年月日
 - (c) 充当された船舶の船名及び船級番号又は造船所名及び船番
 - (d) 標準構造図面承認又は量産機器承認を受けたものにあつては、その承認番号

((3)は省略)

-6.を次のように改める。

-6. 規則 B 編 2.1.2-1.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

登録規則第 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が、製造中又は製造後の登録検査及び規則 B 編 2.5 に定める改造工事の申込みを行う前に、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、~~事前審査申込書~~ (**APP-PE-STB(J)**) を提出すること。なお、登録検査申込書が提出されたときには、~~事前審査当該申込書~~ は自動的に登録検査申込書(**Form-1A**)に引継がれるものとする。

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.2 機関継続検査 (CMS)

-2.(1)を次のように改める。

-2. 機関継続検査採用の申込み

(1) 機関継続検査の採用を希望する場合には、原則として、登録検査又は定期検査後の第1回目の検査に先立ち、船舶所有者又はその代理者は次に掲げる本会所定の様式の書類各3通（船舶所有者及び本船への返却用及び本会控え）を本会に提出すること。

(a) ~~機関継続検査~~ 申込書 (Form-CMS-1J)

(b) 受検計画書

((2)は省略)

B9.1.3 機関計画保全検査 (PMS)

-3.を次のように改める。

-3. 機関計画保全検査採用の申込み

機関計画保全検査を採用する場合には、船舶所有者（船舶管理会社）又はその代理者は、~~機関計画保全検査~~ 申込書 (Form-PMS-AP) に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。

((1)及び(2)は省略)

B9.1.4 機関状態監視保全検査 (CBM)

-4.を次のように改める。

-4. 機関状態監視保全検査採用の申込み

機関状態監視保全検査を採用する場合には、船舶所有者（船舶管理会社）又はその代理者は、~~機関状態監視保全検査~~ 申込書 (Form-CBM-AP) に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。ただし、(1)(i)に掲げるベースラインデータにあつては、-6.(2)に規定する運用検査までに本会の承認を受けられるように提出することとして差し支えない。

B13 海洋構造物等の定期的検査の特例

B13.2 検査の準備等

B13.2.2 検査，計測及び整備を行う事業所

-3.を次のように改める。

-3. 検査事業者は，海洋構造物の検査に検査機器，検査用ロボットを使用する場合には，検査を行う前に次に掲げる資料を添付した申請書 (APP-IR(J)) を本会に提出すること。ただし，既に本会から水中検査事業所及び板厚計測事業所として承認された検査事業所を管轄する事業者にあつては，本会が発行した承認書の写しを一部提出すること。

附 則（改正その1）

1. この達は，2023年6月30日から施行する。

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-16.を次のように改める。

-16. 規則 B 編 2.3.1-1.(5)及び規則 D 編 ~~2.6.1-2.~~に掲げる機関の試験の前には、~~以下の規則 D 編 2.6.1-2.(1)に従って準備が行われること。~~

- ~~(1) オイルミスト検出装置、過速度防止装置及びその他の遮断装置といった安全に関わる全ての設備は、有効な状態に調整されること。~~
- ~~(2) 過速度防止装置は、許容過速度を超えないよう設定されること。当該設定は検査員の確認を受けること。~~
- ~~(3) 製造者の指定に従って試運転を行うこと。~~
- ~~(4) 試験に用いられる全ての液体（燃料油、潤滑油、冷却水等で、一時的又は試験用途にのみ繰返し使用される全ての液体を含む）は、使用に適したものであること。（清浄なもの、必要に応じて予備加熱されているもの、機関に有害でないもの等）~~

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 を次のように改める。

B2.3.1 海上試運転

- ~~1. 規則 B 編 2.3.1-1.(1)に規定する速力試験は、次の(1)及び(2)に示すとおりとする。~~
 - ~~(1) 満載状態で速力試験を行う船舶にあっては、規則 A 編 2.1.8 に定義される速力を、満載状態で速力試験を行うことが困難な船舶にあっては、主機の連続最大回転数における速力（以下、「最大速力」という。）を確認すること。~~
 - ~~(2) 表 B2.3.1-5.に掲げる機関の出力（110%出力及び最低回転数試験時を除く。）における速力も確認すること。~~
- ~~2. 規則 B 編 2.3.1-1.(2)に規定する後進試験は、次の(1)から(3)に示すとおりとする。~~
 - ~~(1) 船体が後進中、機関が有効に作動することを確認する。この場合、主機の回転数は、連続最大回転数の 70%以上とし、次の(a)及び(b)に示す主機の種類に応じた時間、後進を行い、規則 D 編 1.3.2 に規定される後進性能を確認する。~~
 - ~~(a) 蒸気タービン以外の主機
後進速力（回転数）が整定するまで~~
 - ~~(b) 蒸気タービン~~

~~後進発令から少なくとも 15 分間（試運転は、風損及び摩擦の影響による過度な加熱を避けるため、実施時間を 30 分以内とするか、製造者の推奨事項に従ったものとする）。~~

~~(2) 低圧ガス（1 MPa 未満の圧力のガス）を使用する二元燃料機関においては、(1)(a)の確認をすべての運転モード（ガスモード、燃料油モード等のうち、該当するもの）で行うこと。また、ガスモードでの試験においては、ガスモードで出力できる最大出力（GF 編附属書 4 中 2.5.1.1.(1)又は N 編附属書 4 中 2.5.1.1.(1)を参照）に基づき実施すること。~~

~~(3) 高圧ガスを使用する二元燃料機関においては、(2)の低圧ガスを使用する二元燃料機関の規定を準用する。~~

~~3. 規則 B 編 2.3.1.1.(3)に規定する操舵試験及び主操舵装置から予備操舵装置への切換え試験においては、規則 B 編 2.3.1.2.に規定する試験に加え、次の(1)から(10)に示す試験を行うこと。ただし、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる試験は、係留中または入渠時に行った場合は、省略して差し支えない。~~

~~(1) 動力装置の切換えを含めた動力装置の作動試験~~

~~(2) 1つの油圧駆動システムの切離し試験。この場合、操舵能力が復旧するまでの時間を計測する。~~

~~(3) 油圧駆動システムの再充填装置の試験~~

~~(4) 規則 D 編 15.2.6に規定する代替動力の供給試験~~

~~(5) 2組の制御システムの相互の切換え、制御システムと操舵機区画に設けられる制御装置の相互の切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶においては、自動操舵と手動操舵の相互の切換え試験を含めた制御装置の作動試験~~

~~(6) 船橋と操舵機区画との間、機関室と操舵機区画との間の通信装置の作動試験~~

~~(7) 規則 D 編 15 章に規定される操舵装置の警報装置、舵角指示器及び動力表示装置の効力試験~~

~~(8) 過圧防止用逃し弁の作動、駆動電動機の運転表示、無電圧及び過電流の警報及び表示の作動試験~~

~~(9) 舵の停止装置の作動試験~~

~~(10) ハイドロロックを防止するための設計上の措置を施した操舵装置においては、その機能の実証試験~~

~~4. 規則 B 編 2.3.1.1.(5)に規定する機関の作動試験は、機関の運転状態の全域において、機能的に十分で、かつ、信頼性があり、使用回転数範囲内に異常な振動がないことを確認するために、少なくとも次の(1)から(10)に示す試験を行うこと。ただし、係留中において試験を行った場合には、海上試運転では省略して差し支えない。機関関係の各項目における試験の詳細については、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等の試験方法を参考とする。なお、試験の実施前には、B1.4.2-16.に掲げる準備を行うこと。~~

~~(1) 往復動内燃機関においては、表 B2.3.1-4.に掲げる出力試験を行うことを標準とする。なお、発電機及び補機（作業用補機を除く。）を駆動する往復動内燃機関においては、船内に据付けた後、適当な時期に試験を行っても差し支えない。~~

~~(2) 主機として用いられる蒸気タービン及び主機として用いられるガスタービンの試験は、連続最大出力の 1/4、2/4、3/4、4/4（又は許容回転速度に対する出力）及び常用出力のうち、3 又は 4 種類の出力において行う。~~

~~(3) 始動試験~~

~~規則 D 編 2.5.3.2.又は 4.4.3.2.に規定する回数連続始動することを確認すること。~~

- (4) ~~警報装置及び安全装置の作動試験~~
~~規則D編2.4, 3.3及び4.3に規定する安全装置及び警報装置の作動試験を行うこと。~~
- (5) ~~燃料適性試験~~
~~残渣油等の特別な燃料を使用する場合は、機関に適しているかどうかを確認すること。ただし、工場試運転において、既にその適性が確認されている場合は省略することができる。~~
- (6) ~~調速性能試験~~
~~主発電機を駆動する往復動内燃機関（主発電機を兼用する推進用発電機を駆動する往復動内燃機関を含む）にあっては、規則D編2.4.1-5.(1)に規定する調速特性を確認すること。~~
- (7) ~~ボイラの安全装置および警報装置の作動確認~~
- (8) ~~排ガスエコノマイザの安全装置及び警報装置の作動確認~~
- (9) ~~低圧ガス（1MPa未満の圧力のガス）を使用するガス燃料機関にあっては、(1)及び(6)の規定を適用する。ただし、低圧ガスを使用する二元燃料機関にあっては、出力試験及び調速性能試験を、すべての運転モード（ガスモード、燃料油モード等）で行うこと。また、ガスモードでの試験にあっては、ガスモードで出力できる最大出力（GF編附属書4中2.5.1-1.(1)又はN編附属書4中2.5.1-1.(1)を参照）に基づき実施すること。この場合、当該出力試験における、ガスモードでの試験にあっては、110%出力での試験は要求されない。~~
- (10) ~~高圧ガスを使用するガス燃料機関にあっては、(9)の低圧ガスを使用するガス燃料機関の規定を準用する。~~

表 B2.3.1-4. ~~往復動内燃機関の試験~~

試験項目		機関用途		
		主機として往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機 ^{*1}	発電機を駆動する往復動内燃機関（電気推進船の主機を含む） ^{*2}	補機（作業用補機等を除く）を駆動する往復動内燃機関
負荷試験	110%出力	—	n_0 (n_0 は定格回転数) において ≦10分 ^{*3}	—
	100%出力	プロペラ特性に従った回転数において4時間 ^{*4, *5, *6, *7}	n_0 において1時間 ^{*3}	n_0 において30分
	75%出力	いずれか、1又は2項目においてプロペラ特性に従った回転数において適当時間 ^{*8}	いずれか、1又は2項目において n_0 において適当時間 ^{*3}	—
	50%出力			
	25%出力			
過速度運転試験		1.032 n_0 以上の回転数において30分 ^{*9, *10}	—	—
最低回転数試験 ^{*11}		実施 ^{*9}	—	—
断続過負荷試験 ^{*12}		実施	—	実施

注)

- *1 試験終了後、機関の燃料油供給装置は船内据付け後の運転において100%出力を超えて運転されないように調整されること。（一時的な過負荷出力が認められる推進機関及び発電機も駆動する推進機関を除く）
- *2 試験は駆動する発電機の定格電力を基準に行われること。
- *3 100%推進出力（推進のための総電動機容量等）を最低発電機数で供給する試験を実施する場合には、当該試験時に確認してもよい。この場合、試験時間は全ての回転機が安定した運転温度に到達するのに十分な時間又は1時間とし、全ての発電機について試験を実施するのに十分な時間が確保できない場合には、試験は別に行うこと。
- *4 可変ピッチプロペラを備える場合にあっては、 n_0 において、定格出力となるプロペラピッチにおいて実施すること。ただし、要求される負荷をかけることが困難な場合には、適当な負荷とすることができる。

- ~~※5 発電機も駆動する推進機関にあつては、 n_m において、機関の定格出力で4時間実施するとともに、100%出力をプロペラから取り出す場合（機関の定格出力試験で確認されない場合に限る）及び発電機から取り出す場合についてもそれぞれ実施すること。この場合、試験はプロペラ取り出し出力において2時間、発電機取り出し出力において1時間実施すること。~~
- ~~※6 自動化設備規則 2.2.5 2.(1)に定める試験が要求される船舶にあつては、同試験を100%出力で4時間以上実施することで、本表に規定する100%出力試験を別に実施することなく省略することができる。~~
- ~~※7 日本国領海等（日本国内の内水、領海又は排他的経済水域）のみを航行する船舶又は総トン数400トン未満の船舶にあつては、1時間とすることができる。~~
- ~~※8 主機として往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機又は電気推進船の主機として用いられる往復動内燃機関であつて、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3 章の適用を受ける船舶にあつては、当該負荷出力（25%出力、50%出力、75%出力）を、同規則 2 編 2 章 2.1.3 6.(2)に定める速力試験実施時の出力に代えることができる。~~
- ~~※9 固定ピッチプロペラにのみ動力を伝える機関に限る。~~
- ~~※10 100%出力試験が $1.032 n_m$ 以上の回転数で実施されている場合には省略することができる。なお、プロペラ特性上、当該回転数に計画し達しない場合等には、到達可能な連続最大回転数（回転トルク等の制限が掛かる回転数をいう。）での過速度試験とすることができる。~~
- ~~※11 舵を片舷一杯に取つても主機が安定して運転できる最低回転数を確認する。~~
- ~~※12 一時的な過負荷出力が認められる機関に限る。試験は機関製造者の指定する時間で実施すること。~~

~~5. 規則 B 編 2.3.1 1.(6)に規定するウインドラスの効力試験においては、実稼働条件の下で次の(1)から(3)に示す試験を行い、実用性を確認するとともに、構造及び設備に異常のないことを確認すること。~~

~~(1) 作動試験~~

~~次の(a)から(h)について、異常が無いことをそれぞれ確認する。~~

- ~~(a) ブレーキ性能~~
- ~~(b) クラッチ機能~~
- ~~(c) アンカーチェーン及びアンカーの繰り出し及び巻き上げ~~
- ~~(d) アンカーチェーンの鎖車上の適切なかみ合い~~
- ~~(e) ホースパイプからチェーンパイプへのアンカーチェーンの適切な通過~~
- ~~(f) アンカー及びアンカーチェーンの有効かつ適切な格納~~
- ~~(g) 格納場所におけるアンカーの安定性~~
- ~~(h) 制鎖器の機能~~

~~(2) 負荷試験~~

~~アンカーチェーン3連（82.5 m 又は45 フォズム）以上が水中にあり、アンカーが海底に付いていない状態から次の(a)から(c)の手順でアンカーを巻き上げ、(a)及び(b)の巻き上げの平均速度が0.15 m/sec 以上であることを確認する。地理的な関係等で、アンカーチェーンが3連以上水中にある状態を確保することが困難な場合は、本会が適当と認める代替の試験として差し支えない。~~

- ~~(a) 片舷のアンカーチェーンの2連を巻き上げる。~~
- ~~(b) 反対舷のアンカーチェーンの2連を巻き上げる。~~
- ~~(c) 残りの1連を両舷同時に巻き上げる。~~

~~(3) 鎖車ブレーキ試験~~

~~鎖車ブレーキを操作してアンカーチェーンの繰り出し及び制止を交互に行い、保持能力を確認する。鎖車ブレーキの操作は、約1/2連毎に行うこと。~~

~~6. 規則 B 編 2.3.1 1.(7)に規定する主機又は可変ピッチプロペラ、ボイラ及び発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための装置の試験は、次の(1)から(5)に示すとおりとする。ただし、これらの試験は船内据え付け後、できる限り実際に近い状態で試験を行い、有効に作動することが確認された場合には、海上試運転では、一部を省略して差し支えない。~~

- ~~(1) 主機又は可変ピッチプロペラの制御システムについては、次の(a)から(d)に示す試験を行うこと。~~
- ~~(a) 主機又は可変ピッチプロペラは、主制御場所又は船橋主制御場所から遠隔制御装置により、始動試験、前後進試験及びすべての出力範囲にわたり運転試験を行うこと。~~
- ~~(b) 船橋制御装置により主機又は可変ピッチプロペラの出力増減試験を行うこと。なお、船橋制御装置により、すべての出力範囲にわたり、運転試験を行った場合には、前(a)に掲げる始動試験を除き、適当に参酌して差し支えない。~~
- ~~(c) 主機又は可変ピッチプロペラの制御場所が2箇所以上ある場合には、主機又は可変ピッチプロペラの前進及び後進運転中に、制御場所の切換え試験を行うこと。なお、主機又は可変ピッチプロペラの遠隔制御装置が規則 D 編 18.3.2-2.(3)(b)に該当するものである場合には、主機の停止中に行うものとする。~~
- ~~(d) 前(c)に示す切換え試験の終了後、それぞれの制御場所から主機又は可変ピッチプロペラの円滑な運転ができることを示すこと。~~
- ~~(2) ボイラの制御システムについては、次の(a)から(c)に示す試験を行うこと。~~
- ~~(a) 主ボイラは、機側において手動操作を行うことなく、給水制御装置、燃焼制御装置等が主ボイラの負荷可動に従って安定した作動をするとともに、主機、発電装置及び推進補機等に安定して蒸気を供給できることを確認すること。~~
- ~~(b) 重要な補助ボイラは、手動操作を行うことなく、推進補機等に安定して蒸気を供給できることを確認すること。~~
- ~~(c) 排ガステコノマイザが発電原動機への蒸気供給源として用いられ、かつ、主機の出力低下時にボイラの追焚きが自動的に行われる場合には、これらの自動制御装置の作動試験を行うこと。~~
- ~~(3) 船舶の推進に必要な負荷へ電力を供給する発電機であって、船舶の推進装置に原動力を依存する発電機を装備する場合には、これに関連する発電装置の自動制御及び遠隔制御を行うための設備の作動試験を行うこと。~~
- ~~(4) 規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置については、原則として、主機が常用出力で運転中に次の事項を確認すること。ただし、主機が常用出力で運転する際に作動する機器すべてが運転状態にある場合においては、その主機出力で試験を行って差し支えない。~~
- ~~(a) 1台を常用する発電装置にあつては、遮断器を引外して主電源を停止し、待機発電装置の自動始動、ACBの自動投入、重要な補機の順次始動が行われること。~~
- ~~(b) 2台を常用する発電装置にあつては、1台の遮断器を引外して、非重要負荷の優先遮断が行われ、かつ、船舶の推進と操舵が維持されること。~~
- ~~(5) 前(4)にいう「規則 H 編 3.2.1-3.の適用を受ける発電装置」については、規則 H 編 6.1.1に掲げる船舶に対する規則 H 編 6.2.7-1.及び3.の適用も参照すること。~~
- ~~7. 規則 B 編 2.3.1-1.(8)にいうボイラの蓄気試験は、次の(1)から(3)に示すとおりとする。~~
- ~~(1) ボイラが最大負荷の状態、次の(a)及び(b)に示す方法で行うこと。ただし、ボイラの蒸発量に関する資料を提出して本会の承認を得た場合には、(a)に規定する蓄気試験は省略することができる。~~
- ~~(a) ボイラの運転に必要な機器への蒸気供給用以外の止め弁をすべて締切り、安全弁を噴気させたときにボイラ胴内の圧力が制限気圧の1.1倍を超えてはならない。ただし、この場合には安全水位を維持するための給水を行うことができる。~~
- ~~(b) 過熱器を持つボイラにおいて蓄気試験を行うことにより、過熱器を焼損するお~~

~~それがあある場合には、主蒸気の供給を急速に遮断して、規則 D 編 9.9.3.8.に規定する装置の作動試験を行うにとどめて差し支えない。この場合、各安全弁は、所定のリストが計測されたものであること。~~

~~(2) 前(1)の試験は、係留中の適当な時期に行っても差し支えない。~~

~~(3) 排ガスエコノマイザを有するボイラで排ガスエコノマイザを使用中に追い焚きのできる計画のあるものにあつては、原則として主機が連続最大出力の状態の下で、ボイラを最大負荷の状態にし、前(1)(a)及び(b)に示す方法で行うこと。~~

~~8. 規則 B 編 2.3.1-1.(9)に規定する推進軸系のねじり振動の計測は、次の(1)から(3)に示すとおりとす。~~

~~(1) 規則 D 編 8.1.3 の規定に従うて行うこと。なお、規則 D 編 8.1.3.2.に規定する機関の運転状態の確認を計算により推定した上下境界回転数で実施する場合、計測により確認できる回転数との誤差を考慮し、推定した上下境界回転数の前後にわたつてフューエルインデックスを確認することを推奨する。~~

~~(2) 低圧ガス(1 MPa 未満の圧力のガス)を使用する二元燃料機関にあつては、(1)にいう計測を燃料油モード及びガスモードの両方において行うこと。ただし、燃料油モード及びガスモードのねじり振動計算書に基づいて本会が承認した場合には、燃料油モード又はガスモードのうちいずれか一方における計測を省略することができる。~~

~~(3) 高圧ガスを使用する二元燃料機関にあつては、(2)の低圧ガスを使用する二元燃料機関の規定を準用する。~~

~~9. 規則 B 編 2.3.1-1.(10)に規定する固定式火災探知警報装置の音圧レベル計測は、規則 R 編 29.2.5-1.(9)に規定される音圧レベルを適切な測定器を用いて計測すること。~~

~~10. 規則 B 編 2.3.1-1.(12)に規定する「電圧総合波形ひずみ率計算書の確認」は、該当する母線の電圧総合波形ひずみ率を測定し、電圧総合波形ひずみ率計算書に記載された許容値を超えていないことを確認する。~~

~~11. 規則 B 編 2.3.1-1.(13)の「その他本会が必要と認める試験」とは、次の(1)から(10)に示す試験及び検査をいう。~~

(1) 複数のプロペラを備える船舶又は主機が複数台装備される船舶にあつては、それらのうち1台が故障した場合を想定して運転を行い、船舶の操船が支障なく行えることの確認

(2) 歯幅(やまば歯車の場合には、中みぞを含む。)が 300 mm を超える主機の推進用歯車又は歯幅と小歯車のピッチ円直径との比が 2 を超える主機の推進用歯車にあつては、適当な塗料を歯面に薄く均一に塗布して歯当たり試験

(3) 船舶が操船又は停止のための補助装置を備えている場合には、それらの効力試験

(4) 主機に用いられる往復動内燃機関にあつては、主軸受及びクランクピンの各軸受の温度測定並びにクランクケースの点検口からシリンダライナの内面(2ストローク機関にあつては、掃気室からシリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストン棒)の確認。当該測定及び確認の結果、異常が認められる場合又は本会が特に必要と認める場合には、海上試運転終了後のシリンダ各部の開放検査

(5) 主機に用いられない往復動内燃機関にあつては現状検査。当該現状検査の結果、異常が認められる場合又は本会が特に必要と認める場合には、海上試運転終了後のシリンダ各部の開放検査

(6) ガスタービンにあつては、ボアスコープによる内部の現状検査又は開放検査

(7) 電気推進船の海上試運転では、本会が適当と認める方案に従うて行われる試験及び

検査。なお、操縦性能試験については、**附属書 2.3.1-1.「操縦性能試験」**を参照すること。

- (8) 排ガス再循環装置を備える船舶にあっては、排ガス再循環装置を作動させた状態における機関の運転状態の確認及び当該状態において排ガス再循環装置及び機関に異常のないことの確認
- (9) ~~B2.3.1-5.規則 B 編 2.3.1-1.(5)~~による試験のほか、*JIS F0801*「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等なもののうち、本会が必要と認める試験
- (10) 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船並びに船の長さが 100 m を超えるその他の船舶にあっては、初期旋回性能並びに変針及び保針性能を把握するための試験。本試験は、これらの性能に関する船種及び主要目ごとの十分なデータ、姉妹船の試験成績や模型試験等の資料により、これらの性能が十分把握できる船舶にあっては、実施する必要はない。それ以外の船舶にあっては、本試験を実施することを推奨することと定める。

~~422.~~ **規則 B 編 2.3.1-2.(1)**の適用上、等喫水の状態で舵全体を没水させることができない場合には、静止状態において舵全体が没水する喫水として差し支えない。ただし、許容可能なトリム状態とすること。

~~433.~~ **規則 B 編 2.3.1-2.(3)**の適用上、次の**(1)**又は**(2)**による。ただし、次の**(1)**又は**(2)**に代えて、数値流体力学 (CFD) 又は実験的検討 (いずれも、設計者又は製造者が実施し、本会の確認を受けるものとする。) により満載状態かつ所定の速力において舵にかかるモーメント (トルク) を推定することとして差し支えない。

- (1) 満載状態、かつ、**規則 A 編 2.1.8** に定める速力において前進中の船舶の舵頭材にかかるモーメント (トルク) を次式により外挿する。ただし、 A_T が $0.95A_F$ を超える場合には、次式による推定を行う必要はない。

$$Q_F = Q_T \alpha$$

Q_F : 満載状態、かつ、**規則 A 編 2.1.8** に定める速力において前進中の船舶の舵頭材にかかるモーメント (トルク)

Q_T : 実際の操舵試験において舵頭材にかかるモーメント (トルク)

α : 次式による外挿係数

$$\alpha = 1.25 \left(\frac{A_F}{A_T} \right) \left(\frac{V_F}{V_T} \right)^2$$

A_F : 舵の可動部のうち、満載状態において没水する部分の合計投影面積

A_T : 舵の可動部のうち、実際の操舵試験において没水する部分の合計投影面積

V_F : 満載状態における契約上の設計船速であって主機の連続最大回転数に対応するもの

V_T : 実際の操舵試験において計測された船速 (潮流を考慮したもの)

- (2) ラダーアクチュエータにかかる圧力と舵頭材にかかるトルクとの間に線形関係がある場合には、前**(1)**に代えて次式によることができる。ここで、定量ポンプを使用する場合は、主操舵装置又は予備操舵装置のラダーアクチュエータの最高使用圧力が、満載状態において当該ラダーアクチュエータにかかる圧力の推定値を超えれば、それぞれ**規則 D 編 15.2.2(1)**又は**15.2.3(1)**の転舵時間に関する規定に適合するものとみなす。可変容量ポンプを使用する場合は、提供されたポンプデータを基に、満載状態に対応する吐出流量を推定し、転舵に必要な時間の算出及び当該時間と要求される時間との比較を行う。

$$P_F = P_T \alpha$$

P_F ：満載状態におけるラダーアクチュエータにかかる圧力の推定値

P_T ：実際の操舵試験において計測されたラダーアクチュエータにかかる最大圧力

~~44~~ **規則 B 編 2.3.1-1.(3)**にいう「本会が別に定める試験」とは、次の**(1)**及び**(2)**をいう。ただし、製造後の登録検査では、次の**(1)**及び**(2)**に掲げる諸試験の成績に関する資料を有し、試験後上記試験成績に直接関係のある事項に変更がないことが確認でき、かつ、本会が適当と認めた場合には、それらの試験を省略することができる。

(1) ウォータジェット推進装置にあつては、次に掲げる試験。ただし、**(c)**から**(g)**に掲げる試験は、係留中又は入渠時に行つて差し支えない。

(a) **規則 D 編 19.5.1** に掲げる操舵能力の試験

(b) 操舵システムの切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあつては、自動操舵と手動操舵の相互の切換えを含めた制御装置の作動試験

(c) **規則 D 編 19.6.2** に掲げる給電を維持するための措置及び代替動力源の効力試験

(d) 船橋と補助操舵場所との間及び機関室と補助操舵場所との間における通信装置の作動試験

(e) 過圧防止用逃し弁の作動試験

(f) 推進装置の警報装置及び安全装置並びにデフレクタ位置、リバーサ位置及びインペラ回転数の指示装置並びに操舵駆動システム用電動機の運転表示装置の作動試験

(g) デフレクタの停止装置の作動試験

(2) 旋回式推進装置にあつては、次に掲げる試験。ただし、**(c)**から**(f)**に掲げる試験は、係留中または入渠時に行つて差し支えない。また、船内において**(e)**の過圧防止用逃し弁の作動試験を実施することが困難な場合には、製造工場等において実施しても差し支えない。

(a) **規則 D 編 20.5.1** に掲げる操舵能力の試験

(b) 船橋と推進装置の設置場所との間における制御装置の相互切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあつては、自動操舵と手動操舵の相互切換えを含めた作動試験

(c) **規則 D 編 20.6.2** に掲げる給電を維持するための措置及び代替動力源の効力試験

(d) 船橋と推進装置の設置場所との間及び機関室と推進装置の設置場所との間における通信装置の作動試験

(e) 過圧防止用逃し弁の作動試験

(f) 推進装置の警報装置及び安全装置並びに旋回角、プロペラ回転数及びプロペラの翼角の指示器並びに旋回用電動機の運転表示装置の効力試験

-5. 規則 B 編 2.3.1-1.(5)の適用上、機関関係の各項目における試験の詳細については、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等の試験方法を参考とすること。

B3 年次検査

B3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

B3.2.2 現状検査

-7.を次のように改める。

-7. 規則 B 編表 B3.2 第 278 項及び第 289 項の規定の適用上，貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合及び検査員が必要と認めた場合には当該箇所の接地抵抗を測定し，その値が $1 M\Omega$ 以下であることを確認する。ただし，適正な測定記録が保持されており，検査員が差し支えないと認める場合には，この測定を省略することができる。

附 則（改正その 2）

1. この達は，2023 年 6 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-3.を次のように改める。

-3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(3)は省略)

(4) 暴露甲板前方部分に設置される艀装品の追加要件

2004年1月1日より前に建造契約を行なった L_{LC} が 100 m 以上の船舶であって、専ら液体を運送する船舶以外の貨物船（コンテナ船，自動車運搬船，ロールオンロールオフ船及びチップ船を除く）にあつては，船首隔壁より前方にある区画及び区画の前端が船首隔壁位置より前方にある区画の暴露甲板に設置される小倉口，通風筒及び空気管について，~~C20.2.10, C23.6.8~~ 規則 C 編 1 編 14.6.10.2-2., 14.12.4.3 及び D13.6.5 の要件に適合することを確認するための検査を次に掲げる時期までに行わなければならない。ここで， L_{LC} は，規則 C 編 ~~15.2.1-1~~ 編 1.4.3.1-1. に定める船の長さとする。

((a)から(c)は省略)

(5) 単船倉貨物船の水位検知警報装置

2007年1月1日前に建造開始段階にあつた国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船であつて，1998年7月1日前に建造開始段階にあつたものについては乾舷用長さ (L_f) が 100 m 未満のもの，又は1998年7月1日以降建造開始段階にあつたものについては乾舷用長さ (L_f) が 80 m 未満のもので，かつ，乾舷甲板より下方に単一の貨物倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが，1以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないものについては，規則 D 編 13.8.6 に規定する水位検知警報装置が備えられていることを，2007年1月1日より後の最初の間接検査又は定期検査であつていずれか早い方の時期までに，検査により確認を受ける。ただし，2006年7月1日前に建造開始段階にあつた規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船，2006年7月1日以降建造開始段階にある規則 C 編 ~~31A.1.2(1)2-2~~ 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に定義するばら積貨物船，規則 D 編 13.8.5 の規定を満足する船舶及び貨物倉全長の両舷船側に，内底板から乾舷甲板に達する水密区画であつて船側外板の法線方向における幅が 760 mm 以上のものを備える船舶については，水位検知警報装置を備える必要はない。

((6)から(9)は省略)

(10) 非常用曳航手順書

2010年1月1日前に建造開始段階にあつた国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の貨物船は，2012年1月1日までに，規則 C 編 ~~27.41~~ 編 14.5.3 又は規則 CS 編 23.3 で規定される非常用曳航手順書を備え付けていることを，検査により確認を受ける。

((11)から(26)は省略)

B1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編 1.1.6-2.にいう「検査員が必要と認める場合」とは、次の(1)から(3)及び(2)のいずれかの場合をいう。

- (1) 当該区画内の塗装の状態が不良の場合
- (2) 類似のタンクもしくは貨物倉、又は類似船に欠陥が発見されたものと同様な構造様式もしくは構造詳細を有するタンクもしくは貨物倉がある場合
- ~~(3) 規則 C 編 1.1.21 の規定に従い、承認された防食措置を講じることにより構造諸材の寸法を軽減している場合~~

B1.3 定義

B1.3.1 用語

-3.(4)を次のように改める。

-3. 規則 B 編 1.3.1(6)(b)でいう「本会が別に定める船舶における貨物倉の鋼製倉口蓋及び倉口縁材」とは、次の(1)から(4)による。

(1)から(3)は省略)

- (4) 2012年7月1日以降に建造契約が行われた船舶であって、規則 C 編 ~~20.21~~ 編 14.6 又は規則 CS 編 19.2 の適用を受けるすべての鋼製倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1-1.(d)に示す腐食予備厚

ただし、 t_c を 1.0 (mm) としたものについては、 $t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c$ (mm) とし
て差し支えない。

-4.を次のように改める。

-4. 規則 B 編 1.3.1(6)(c)でいう ~~C 編 31A 章~~規則 C 編 2-2 編附属書 1.1 の適用を受けた貨物倉内横置隔壁の場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、次の(1)から(2)による。

- (1) 2007年7月1日前に製造中登録検査申込みが行われる船舶においては、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - 3.0 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

- (2) 2007年7月1日以降に製造中登録検査申込みが行われる船舶においては、規則 C 編 ~~C31A.3.6~~ 編附属書 1.1 An3.6 の規定に基づき図面に記載された値とする。

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-2.を次のように改める。

-2. 検査申込者は、受けようとする検査の目的に応じて、腐食、変形、破損及び他の損傷、又は構造部材強度の低下を発見できるように、区画の清掃、水、汚泥、厚錆、残油、ガス等の排除を行うと共に、点検設備、十分な照明、非破壊検査装置及びその他検査若くは試験に必要な準備をすること。また、検査員が必要と認める場合、囲壁、天井張り又は内張り、及び防熱材を取り外すこと。なお、点検設備（一時的な足場やラフト等も含む。）については規則 C 編 ~~35~~章1 編 14.16「点検設備」の規定によるものとし、検査前に、検査対象区画内の点検設備の健全性を確認すること。また、すでに構造部材の切替を決めている箇所については、清掃等は切替の範囲を決めることができる程度として差し支えない。

-12.を次のように改める。

-12. 規則 B 編 1.3.1(13)に規定するばら積貨物船及び 2006 年 7 月 1 日以降建造開始段階にあった規則 C 編 ~~31A.1.2(1)~~2-2 編附属書 1.1 An1.2.1(1)に規定するばら積貨物船については、規則 B 編 1.4.2-1.に規定される点検記録の確認において、倉口蓋が IMO の決議 MSC.169(79)“Standards for owner’s inspection and maintenance of bulk carrier hatch covers”に従って整備されていることを確認する。ただし、総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって *Restricted Greater Coasting Service*, *Coasting Service* 若しくは *Smooth Water Service* 又はこれらに相当する付記を有するものについては、これを斟酌する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.2 に掲げる提出図面には、図面の種類に応じ次に掲げる事項も記載すること。

(1) 船体関係

- (a) 構造関係の図面は、一般に、部材寸法詳細、使用材料、溶接線の位置、必要に応じて詳細断面、適用する溶接についての情報（脚長、開先形状）等を含めること。規則 C 編 ~~31A.3.6~~2-2 編附属書 1.1 An3.6, CSR-B 編, CSR-T 編又は CSR-B&T 編の適用を受ける部材については、切替え板厚を明示したものとすること。また、SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶の部材については、ネット寸法、建造時寸法及び任意の追加板厚を明示したものとすること。

と。

(b) 中央横断面図

~~i) 規則 C 編の規定の適用にあたり d を超える構造用喫水 (d_s) を用いた場合には、 d_s とそれに対応する L 、 V 、 W 及び C_B~~

ii) 規則 V 編の規定により指定される乾舷の型式

iii) 木材満載喫水線を標示する場合は、その計画値に対応する喫水 (m)

iv) 多層甲板を有する船舶の場合は、乾舷甲板の位置

((c)から(f)は省略)

-4.を次のように改める。

-4. 規則 B 編 2.1.2-5.にいう「本会が別に定めるところ」とは、~~C34.1.3-2.(2)~~規則 C 編 1 編 3.8.3.2-2.により計算精度を確認する場合をいう。

-10.を次のように改める。

-10. 規則 B 編 2.1.2-16.にいう「構造的に重要な場所を示す図面」とは、当該船舶に対して実施した強度計算により監視が必要であると認識された位置又は類似船もしくは姉妹船の実績により船体構造の健全性に影響を与えるであろう亀裂、座屈、変形もしくは腐食が発生しやすいと認識された位置を示すものをいう。なお、対象とする船舶に応じて、次の(1)及び(2)を考慮すること。

(1) 規則 C 編 ~~35.2-1~~ 編 14.16.3 が適用となる船舶にあつては、規則 C 編 ~~35.2-61~~ 編 14.16.3.6 に規定する点検設備に関する手引書に記載される構造的に重要な場所を含むこと。

(2) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、規則 B 編 2.1.6-3.(13)に規定する船体コンストラクションファイルに含める「船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所(構造的に重要な場所を含む)」に含む情報と一致すること。

B2.1.4 工事の検査

-7.を次のように改める。

-7. 規則 B 編 2.1.4-1.(10)にいう積付計算機の検査においては、計算機を船内に備え付けた後、その設置された環境下において、~~C34.1.3-2.~~規則 C 編 1 編 3.8.3.2-2.で調査した積付け状態のいくつかにつき本会検査員立会の下に計算を行い、当該計算機の機能が良好であることを確認する。

B2.5 登録事項の変更

B2.5.1 改造検査

-1.(1)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.5.1-1.の適用上、「船舶の主要な要目等に影響を及ぼす改造等を行う場

合」(以下、「主要な改造を行う場合」という。)については、本会又は船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、以下を原則とする。

- (1) 主要な改造とは、例えば次の場合をいう。ただし、これらに限定するものではない。
 - (a) 船舶の寸法を変更する場合。例えば、新しい船体を挿入して船体延長を行う場合等。
 - (b) 船舶の種類を変更する場合。例えば、タンカーからばら積貨物船への変更等。
 - (c) 船舶の区画要件への適合性に影響を及ぼすような構造上の変更を行う場合。なお、次の(i)から(iii)のいずれにも該当しない船舶にあっては、変更後の船舶における、規則 C 編 ~~4.21~~ 編 2.3.2 に示す船舶の要求区画指数 (R) 及び船舶の到達区画指数 (A) は、変更後の船舶について計算した A/R が変更前の船舶について計算した A/R より小さくならないことを示すこと。ただし、変更前の船舶の A/R が 1 以上の場合については、変更後の船舶について計算された A/R が 1 以上であればこの限りでない。
 - (i) 2020 年 1 月 1 日以降に、建造契約が結ばれる船舶
 - (ii) 建造契約が存在しない場合には、2020 年 7 月 1 日以降に、建造開始段階にある船舶
 - (iii) 2024 年 1 月 1 日以降に、引き渡しが行われる船舶
- (2)及び(3)は省略)

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編 2.5.1-1.の適用上、シングルハル油タンカーからダブルハル油タンカー又はばら積貨物船に改造を行う場合の規則要件の適用については、本会又は船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、前-1.の規定によるほか、以下によること。

- (1) 規則 C 編 4章-1 編 2.3 に規定する区画に関する要件については、改造後の船舶の種類等に応じて該当する要件を適用する。
- (2) 復原性に関する要件については、以下によること。
 - (a) ダブルハル油タンカーに改造する場合、引き続き海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.2 の規定に適合すること。
 - (b) ばら積貨物船に改造する場合、(5)によること。
- (3) 規則 C 編 ~~25.2.2-1~~ 編 3.3.5.3-1. に規定する海水バラストタンク等の塗装要件については、海水バラストタンク等の内部の構造全てが新たに造られる場合を除き、適用することを要しない。ただし、規則 C 編 ~~25.2.2-1~~ 編 3.3.5.3-2. に規定の要件は適用すること。
- (4) 規則 C 編 ~~27.21~~ 編 14.4 に規定する曳航及び係留のための設備に関する要件を適用すること。
- (5) ばら積貨物船に改造する場合、規則 C 編 ~~31A 章~~及び~~34.21~~ 編 3.8.2.3 及び 2-2 編 附属書 1.1 の規定を適用すること。ただし、規則 C 編 ~~31A.6.1-1.(2)~~ 2-2 編 附属書 1.1 An6.1.1-1.(2) に規定する点検設備に関する要件については(6)によること。
- (6) 規則 C 編 ~~35 章-1 編 14.16~~ に規定する点検設備に関する要件については、実質的な新しい船体構造を加える場合を除き、適用することを要しない。ここでいう「実質的な新しい船体構造を加える場合」とは、現存の貨物エリア内の船体構造を全て新替える場合、又は現存の貨物エリアに新しい船底構造もしくは外板構造を加えてダブルハル化する場合をいう。この場合、新たに承認された点検設備に関する手引

書を備えること。

((7)から(10)は省略)

- (11) 規則 C 編 18.3, 19.2.3, 20 章, 23.1, 23.2, 23.4, 23.5, 23.6, 23.7, 27.1.6 及び 34.1.1-1.1 編 3.8.1.1-1, 11.3.2.6, 11.3.3.3, 14.3.1.5, 14.6, 14.7, 14.8, 14.9, 14.10, 14.11, 14.12 及び 14.13並びに D 編 13.4 及び 13.6に規定する要件については、構造又は設備が新しく追加、交換又は改造された場合に適用すること。

B3 年次検査

B3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.1 書類及び図書の確認

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 でいう「C 編 33 章 1 編 2.3.4により備え付けが要求される船舶」とは、次の船舶をいう。

- (1) 1992 年 2 月 1 日以降建造開始段階にあった、国際航海に従事し、かつ、総トン数が 500 トン以上の、専ら液体を運送する船舶以外の乾貨物船
- (2) 2009 年 1 月 1 日以降建造開始段階にあった、総トン数が 500 トン以上の船舶

B3.2.2 現状検査

-5.を次のように改める。

-5. 規則 B 編表 B3.2 第 22 項にいうバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア(以下、「ドア及び内扉」という。)の検査に関し、次の(1)から(7)の項目の現状検査を行う。なお、現状検査の結果、検査員が必要と認める場合には、非破壊検査を要求する場合がある。

((1)及び(2)は省略)

- (3) 次の(a)から(h)の装置及び艀装品等が現状良好であることを確認する。
 - (a) 締付装置、支持装置及びロック装置
 - (b) ヒンジ、ベアリング及び推力軸受け
 - (c) 開閉装置、締付装置及びロック装置のインターロック
 - (d) 水密を確保するための閉鎖装置
 - (e) ドア及び内扉の開閉及び締付のための電気機器
 - (f) 排水装置及び排水設備
 - (g) 油圧装置
 - (h) その他、C 編 23 章 規則 C 編 1 編 14.10及び CS 編 21 章の規定により本船に要求される装置
- (4) (省略)
- (5) 表示装置が設けられている場合、次の(a)から(f)の項目について、現状が良好であ

ることを確認する。

- (a) 船橋及び操作パネルにおける表示装置及び可聴警報装置
- (b) 船橋及び操作パネルにおけるランプテスト機能
- (c) 「港内モード／航海モード」のモード切替器
- (d) 表示装置の電源
- (e) センサー
- (f) その他、~~C編23章~~C編1編14.10及びCS編21章の規定により本船に要求される項目

((6)及び(7)は省略)

B3.2.3 効力試験

-6.及び-7.を次のように改める。

-6. 規則B編表B3.3第9項にいう水位検知警報装置(規則D編13.8.5,規則D編13.8.6,並びにB1.1.3-9.(5)参照)の検査は,次の船舶に設置される装置に適用する。

- (1) 国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船であって,乾舷甲板より下方に単一の貨物倉を有するもの及び乾舷甲板より下方に複数の貨物倉を有するが,1以上の隔壁により乾舷甲板まで水密に区画されていないもののうち,次のもの
 - (a) 1998年7月1日前に建造開始段階にあったものについては,乾舷用長さ(L_f)が100m未満のもの
 - (b) 1998年7月1日以降に建造開始段階にあったものについては,乾舷用長さ(L_f)が80m未満のもの
- (2) 国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶で,次のもの
 - (a) 2006年7月1日前に建造開始段階にあった規則B編1.3.1(13)に定義するばら積貨物船
 - (b) 2006年7月1日以降に建造開始段階にあった規則C編31A.1.2-1.(1)2-2編附属書1.1 An1.1.2(1)に定義するばら積貨物船

-7. 規則B編表B3.3第10項にいう排水設備(規則D編13.5.10参照)の検査は,次の船舶に設置される装置に適用する。

- (1) 国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶で,次のもの
 - (a) 2006年7月1日前に建造開始段階にあった規則B編1.3.1(13)に定義するばら積貨物船
 - (b) 2006年7月1日以降に建造開始段階にあった規則C編31A.1.2-1.(1)2-2編附属書1.1 An1.1.2(1)に定義するばら積貨物船

B5 定期検査

B5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.3 効力試験

-4.(4)を次のように改める。

-4. 規則 B 編 5.2.3-2.(10)の効力試験は、以下によること。

((1)から(3)は省略)

(4) 永久変形又は損傷が生じることなく試験を完了した場合、試験に用いた荷重を、~~検査要領 C23.9.1.2.(6)~~規則 C 編 1 編 14.14.1.1-2.(6)に規定するプレートに最大作動荷重として表示すること。

B5.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B5.2.6-1.を次のように改める。

表 B5.2.6-1.

船の乾舷用長さ $L_f(m)$	船体横断面係数		
	適用規則		
	1964 年版～1972 年版 (<i>fdB</i> 適用船を除く)	1973 年版～1986 年版	1987 年版以降
	油タンカー	その他の船舶	
$L_f \leq 60$	適用規則における要求値	適用規則における要求値の 80% (油タンカー及び危険化学品ばら積船では 77%)	適用規則における要求値の 80%
$60 < L_f < 130$		補間法による	補間法による
$L_f \geq 130$	適用規則における要求値又は $0.9W_{min} \times K Z_{gr_min} \times K$ の値のうち大きい方。ここで、 $W_{min} Z_{gr_min}$: 規則 C 編 15.2.1-2.1 編 5.2.1.3-1.に定める船体横断面の断面係数 K : 規則 C 編 1.1.7-2.1 編 3.2.1.2-2.に定める材料係数	適用規則における要求値	適用規則における要求値の 90% (油タンカー及び危険化学品ばら積船では 87%)

附 則 (改正その 3)

- この達は、2023 年 7 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
- 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

B8 として次の1章を加える。

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 一般

B8.1.2 軸の予防保全管理方式

-1. 規則 B 編 8.1.2-2.(2)にいう「ボアスコープカメラ」は、30 万画素以上の鮮明な映像により検査が行えるものであって、かつ、録画機能を備えたものであること。

-2. 規則 B 編 8.1.2-2.(7)にいう「本会が適当と認める軸降下量遠隔監視装置」とは、船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 7 編 1 章に従い、本会の承認を受けた当該装置をいう。

-3. 規則 B 編 8.1.2-2.(7)にいう「冗長性」は、軸及びプロペラを取り外すことなくセンサーの交換が可能な設計の場合は、予備のセンサーを少なくとも1組備えることとして差し支えない。

-4. 規則 B 編 8.1.2-2.(9)にいう「軸の接地装置」のスリップリング及びブラシは、それぞれ銀合金及び銀-黒鉛の組み合わせのものを推奨する。

-5. 規則 B 編 8.1.2-2.(9)にいう「接地状態の監視装置」は、電圧値、電流値又は抵抗値のいずれかを表示するものでなければならない。

附 則（改正その4）

1. この達は、2023年7月1日から施行する。